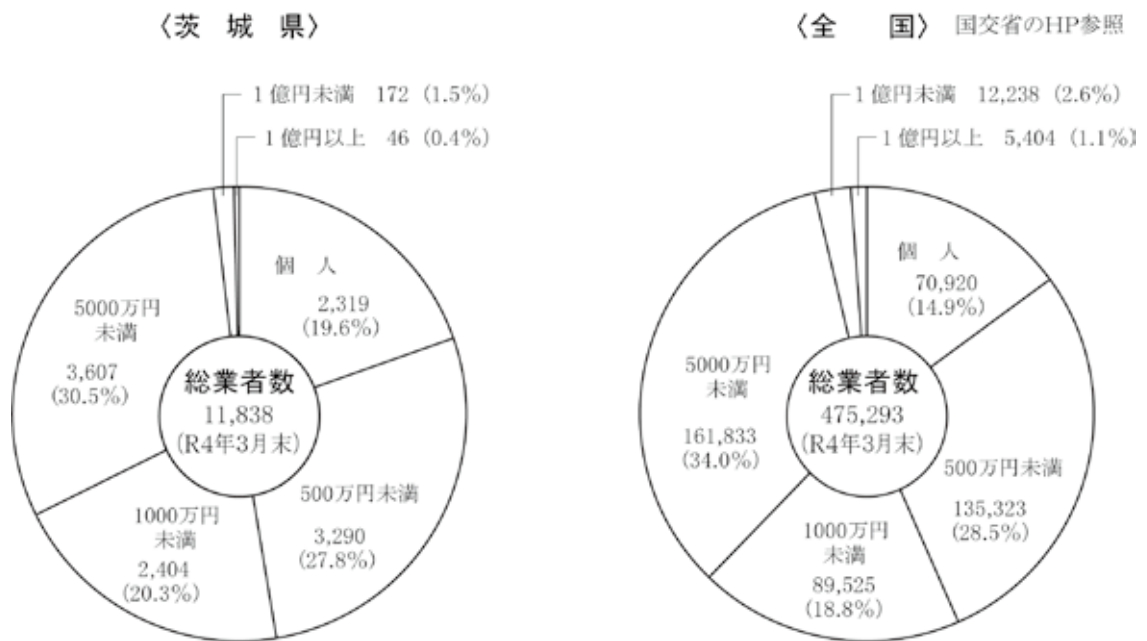


第1 県内建設業者の現況について

1 許可業者数の推移

	H28年 3 月	H29年 3 月	H30年 3 月	H31年 3 月	R 2 年 3 月	R 3 年 3 月	R 4 年 3 月
茨 城 県	12,132	12,049	11,933	11,937	12,001	11,943	11,838
全 国	467,635	465,454	464,889	468,311	472,473	473,952	475,293

2 資本金階層別許可業者数



3 茨城県内の建設業の倒産（最近5ヵ年の倒産状況）

（負債額1千万円以上・1月～12月）

（単位：百万円）

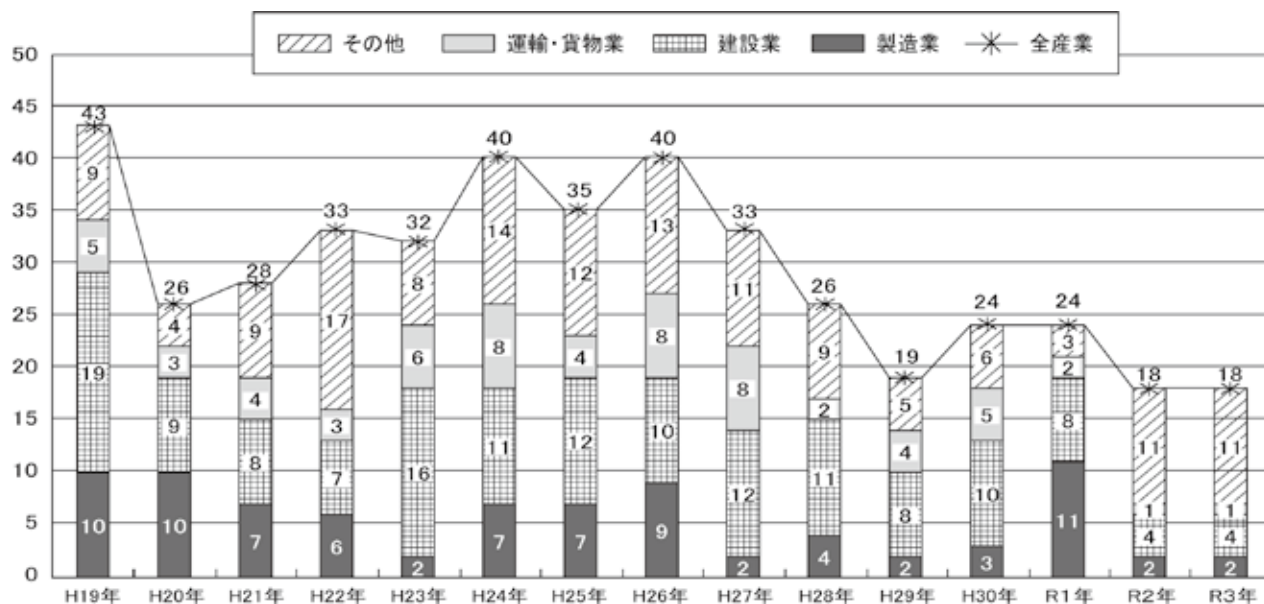
年	全産業		建設業		建設業／全産業(%)	
	件数(A)	負債総額(B)	件数(C)	負債総額(D)	C／A	D／B
29	110 (8,405)	17,924 (3,167,637)	21 (1,579)	3,384 (153,569)	19.1 (18.8)	18.9 (4.8)
30	127 (8,235)	15,579 (1,485,469)	33 (1,431)	4,418 (175,334)	26.0 (17.4)	28.4 (11.8)
R1	128 (8,383)	16,287 (1,423,238)	23 (1,444)	3,386 (146,398)	18.0 (17.2)	20.8 (10.3)
R2	118 (7,773)	11,154 (1,220,046)	28 (1,247)	3,179 (109,315)	23.7 (16.0)	28.5 (9.0)
R3	104 (6,030)	10,886 (1,150,730)	24 (1,065)	3411 (105,017)	(23.1) (17.7)	(31.3) (9.1)

※1 東京商工リサーチ調査による。

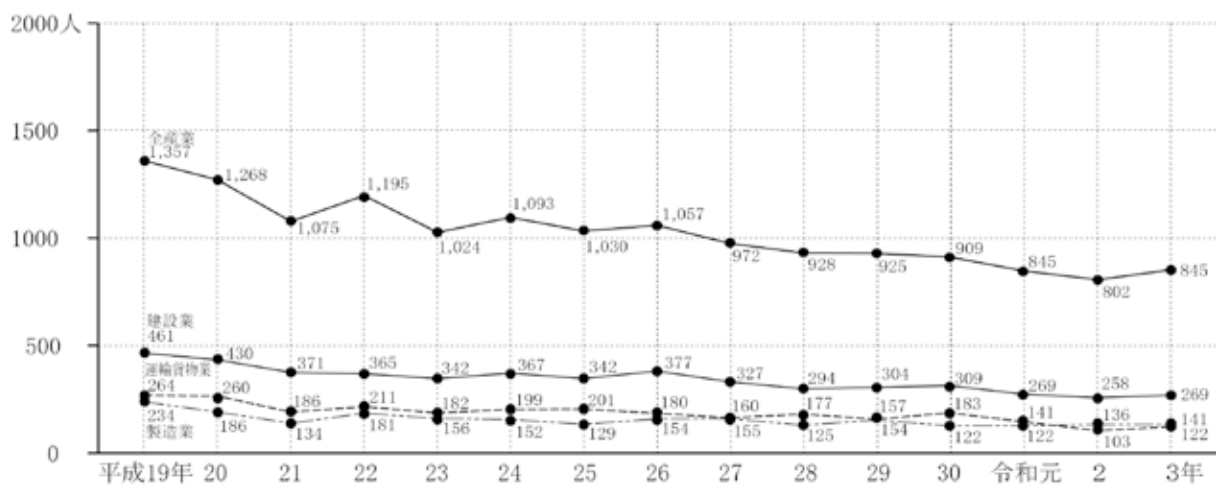
※2 () 書きは全国

4 労働災害発生状況

(1) 茨城県における業種別死傷災害の推移



(2) 労働災害死亡者の推移〈全 国〉



(注) 平成23年の数値は、東日本大震災を直接の原因とする死亡災害を除いている。

5 令和3年度の経営事項審査結果について

(茨城県知事許可業者のみ)

No.	業 種	業者数	審査項目別平均点					総合数値 P (総評点)		
			完 成 工事高 X1	資本利益 X2	経営状況 Y	技術職員 Z	社会性等 W	平 均 点 数	最 高 点 数	最 低 点 数
1	土 木	1,958	619	622	759	654	995	713	1,190	309
2	建 築	866	595	642	751	611	1,027	702	1,222	320
3	大 工	42	502	571	697	516	754	593	727	454
4	左 官	11	489	597	706	516	816	604	842	448
5	とび土工	601	544	628	763	522	903	649	904	290
6	石	87	417	651	750	472	972	616	758	409
7	屋 根	36	481	634	787	496	823	620	750	464
8	電 気	472	661	637	823	639	849	712	1,052	392
9	管	861	579	627	789	567	962	683	1,101	401
10	タ イ ル	12	462	658	772	477	673	589	755	464
11	鋼構造物	127	438	670	776	482	1,002	636	879	427
12	鉄 筋	3	397	633	746	456	839	583	672	503
13	舗 装	1,507	499	627	761	596	1,025	673	1,152	309
14	しゅんせつ	105	401	688	787	460	1,096	640	823	331
15	板 金	13	469	604	770	472	600	570	717	458
16	ガ ラ ス	13	502	630	866	520	692	627	864	514
17	塗 装	342	523	633	781	527	909	650	916	381
18	防 水	196	514	634	777	525	918	648	889	429
19	内 装	94	549	615	761	527	722	622	847	413
20	機械器具	117	544	700	851	517	988	689	936	408
21	熱 絶 縁	9	482	676	807	461	750	611	724	456
22	電気通信	95	565	673	837	536	944	685	940	423
23	造 園	425	467	633	820	537	984	658	1,019	292
24	さ く 井	26	511	644	789	510	1,044	666	820	504
25	建 具	25	608	643	820	547	710	656	902	489
26	水道施設	1,343	460	626	764	503	1,036	643	949	290
27	消防施設	116	475	686	830	528	949	662	934	387
28	清掃施設	5	403	700	682	465	1,238	644	695	532
29	解 体	813	468	655	782	504	1,057	656	979	331

6 建設業の生産性向上のための取組み（i-Construction 等）

（１）ICT 技術の全面的な活用

地元建設業は、災害対応を含む地域維持などを担う「地域の守り手」として重要な役割を期待されておりますが、今後、生産年齢人口の減少は避けられないことから、労働力不足をカバーし、「地域の守り手」としての機能を維持していくため、ICT 技術の活用による建設現場の生産性向上（省人化、工事日数短縮）に取り組んでいます。

令和 4 年 4 月からは、ICT 土工において 3 次元起工測量を必須とせず、3 次元設計データ作成や ICT 施工など、2 つのプロセスのみの活用を可能とする新たな発注方式（チャレンジいばらき簡単活用型）を導入するとともに、工種・対象工事を拡大しております。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
実施件数	1 2	4 1	7 3	1 1 6	1 0 9

▲県土木部発注 ICT 活用工事（実施）件数（※R4.4 現在）

（２）施工時期の平準化

公共工事稼働量（稼働額・稼働件数）について、4～6 月期（端境期）と 1～3 月期（繁忙期）との工事量の差が著しいことから、ゼロ債務負担行為をはじめ、繰越制度の活用や発注見通しの公表などの取組みにより、年間を通じてほぼ一定の工事稼働量を確保することで、企業の経営環境改善や労働者の処遇改善を図っています。

※ゼロ債務負担行為とは

債務負担行為（後年度負担を伴う複数年度契約を結ぶ際に必要となる予算上の裏付けの一つ）のうち、契約当該年度は支払いを行わず（支出ゼロ）、全額を翌年度の支出とするもの。国では、「ゼロ国庫債務負担行為」として定着している。

（３）情報共有システムの試行導入

建設現場における「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「生産性の向上」等を推進するための取組みの一環として、インターネット上で受発注者間の工事施工に関わる文書・写真・図面等の情報を共有・交換する「情報共有システム」を、令和 4 年 4 月から、原則、全ての工事（営繕工事を除く）で活用することとしております。

なお、原則活用にあたり、県において情報共有システムの推奨事業者を選定（（株）現場サポート）するとともに、要領の改定を行い紙書類の提出削減を図っております。

年度	R1	R2	R3
実施件数	3 0	2 8 4	5 6 3

▲県土木部発注情報共有システム試行工事件数（※R4.4 現在）

（４）遠隔臨場の試行導入

インフラ分野の DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、臨場に係る移動時間の削減や立会いの調整時間の削減を図り、建設現場の働き方改革、生産性向上に資する取組みとして、建設現場における遠隔臨場を令和 3 年度から試行導入しています。

年度	R3
実施件数	6 8

▲県土木部発注遠隔臨場試行件数

(5) 検査書類限定型モデル工事の試行導入

検査に必要な書類を限定し、受注者における説明用資料等の書類削減及び監督員と検査員との重複確認を避け、より効率化を図る目的で検査書類限定型モデル工事を、令和2年度から試行導入しています。

年度	R2	R3
実施件数	25	50

▲県土木部発注検査書類限定型モデル工事試行件数

併せて、検査時における工事書類の取扱いを統一化するため、茨城県土木工事書類標準化ガイドの作成を進めています。

(6) 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の試行導入

建設業に関わる技能者の資格・社会保険加入状況・現場の就業履歴などを登録し、就業現場でカードを読み取り、キャリアを蓄積することにより、技能者の適正なレベル評価や建設事業者の業務負担軽減に役立てるための仕組みであるCCUSの活用を促進するため、令和4年4月からCCUS活用工事を試行しています。

7 建設業の労働環境改善のための取組み

(1) 完全週休2日制工事の実施

若者が建設業に就職・定着しない理由の一つとして挙げられているのが休日の少なさであります。将来の担い手確保を図るためには、休日の拡大が必要であることから、完全週休2日制促進工事の実施により、業界全体が週休2日制体制に移行することを促しております。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
実施件数	27	21	105	205	248

▲県土木部発注完全週休2日制工事（実施）件数（※R4.4現在）

(2) 快適トイレの普及

国土交通省では、男女ともに快適に使用できる仮設トイレを「快適トイレ」と名付け、平成28年8月には標準仕様を公表するなど、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組みを進めております。

県においても、平成29年度から、建設現場への快適トイレの普及を進め、現場環境の改善に取り組んでいます。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
設置件数	10	15	238	395	432

▲県土木部発注快適トイレ設置工事（設置）件数（※R4.4現在）

8 労務費調査について

公共事業の設計等に必要なる労務単価を決定するため、毎年10月期の稼働工事を対象に建設労働者の賃金を調査しています。

茨城県土木工事共通仕様書抜粋

1-1-1-12 調査・試験に対する協力

2. 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

調査協力をいただいているところですが、茨城県内での工事では「**就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間（週40時間）以内であることの確認ができない。**」等との理由で棄却されるデータが約3割との報告が上がってきています。

具体的には、就業規則の不備がほとんどであることから、**現行の労働基準法等に従い就業規則の整備、変更**をすることが望まれます。

元請にあたっては、社内の就業規則が**現行の労働基準法等に従っているか確認**し、不備がある場合には就業規則を変更し、労働基準監督署へ届け出して下さい。

また、下請負契約をする際には、下請負人に就業規則が**現行の労働基準法等に従っているか確認**し、不備がある場合には就業規則を整備・変更し、労働基準監督署へ届け出るよう、指導して下さい。

第2 茨城県建設業振興対策事業について

1 建設業活性化フォーラムについて

○令和3年度建設業活性化フォーラム（※CPDS、建築CPD認定講座）

日 時／令和4年3月16日（水）

開催方法／建設業経営者研修会 web チャンネルにて公開

講演・インタビュー

「足場に流した汗と涙の人生劇場 建設職人基本法ができるまで」

講演者：全国仮設安全事業協同組合 専務理事 東尾正氏

建設職人の安全・健康の確保、処遇改善、地位向上を目的した「建設職人基本法」が関係者による長年の尽力の末、2016年に制定された。その制定に至る経緯と法律制定の意義を語る。

「建設業の2024年問題。働き方改革にどう対応するか。」

講演者：茨城県社会保険労務士会副会長 皆川雅彦氏

2024年から、建設業にも時間外労働の上限規制が適用される。経営者には大変重い課題だが、生産性を向上させ、人材確保や収益性で他社との差別化を図るチャンスでもある。経営者は2024年問題にどのように対応すればよいのか、分かりやすく解説する。

「建設キャリアアップシステムが支える未来の職人像」

講演者：国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課

建設キャリアアップシステム推進室長 沖本俊太郎氏

2019年から、業界全体で、技能者一人ひとりの「技能」と「経験」をしっかりと「認め」「育てる」仕組みとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）が本運用を開始した。CCUSが目指す未来の職人像と建設業を語る。

「外国人材と受入企業の二人三脚」

講演者：(株)益子鉄筋工業 専務 益子司氏、従業員 グェン マン ズオン氏

※令和2年度国土交通省優秀外国人建設就労者表彰受賞

深刻化する人手不足に対応するため、2019年に建設分野における特定技能外国人制度がスタートした。この制度を積極的に活用している建設事業者の取組と、活躍する外国人就労者の姿を紹介する。

トピックス（外国人建設業従事者向けの生活支援）

「外国人建設従業者のための建設現場における新型コロナウイルス防止対策（手洗い励行、三密対策等）」

ベトナム語版：(株)益子鉄筋工業 グェン・マン・ズオン氏

中国語版：(有)石橋土木 周氏又は郭氏

技術者や技能者の高齢化が著しい本県の建設業界において、優秀な外国人技術者・技能者を確保・育成し、深刻化する人手不足を解消する一助とすべく、本県内の建設業界に勤務する外国人技術者・技能者の生活面の支援を進め、本県の建設業界での定着を図る。

令和4年度実施予定事業

○建設業活性化フォーラム

建設産業における将来の担い手育成・確保などに対する取組等を支援するため、建設業に詳しい講師を招き、最新情報の講演会を実施する予定です。

※令和4年度事業につきましては、詳細が決定次第、土木部監理課ホームページでお知らせいたします。

第3 入札契約制度の改善について

茨城県では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）や公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、公正な競争の促進、適正施工の確保及び不正行為の排除を図ることにより、公共工事に対する県民の信頼を確保するため入札契約制度の改善を行ってきました。

1 これまでの対応状況

実施年度	項 目	備 考
H12 以前	一括下請負の禁止、施工体制台帳の提出等、施工体制の現場点検等、 予定価格の公表（事後） 等	法§12、法§13、法§14
H13	発注見通しの公表、入札・契約の過程及び契約内容の公表 不正事実（談合等）の公正取引委員会への通知 建設業法違反（一括下請負等）の許可行政庁への通知 予定価格の公表（事前） 談合情報取扱要領の策定 等	法§7、法§8 法§10 法§11 1億円以上
H14	予定価格事前公表対象工事の拡大 一般競争入札適用範囲の拡大 指名競争入札における指名業者数の増 工事費内訳書の提出 工事監督・検査基準の公表 等	250万円超 10億円以上→2億円以上 2億円未満：8者→12者 5千万未満：5者→8者 郵便入札において導入
H15	「茨城県入札監視委員会」の設置 入札及び契約の過程に関する苦情処理手続等の策定 積算内訳の公表（事後） 低入札価格調査制度調査基準価格の公表（事後） 低入札価格調査結果の概要の公表（事後） 最低制限価格の公表（事後） 工事費内訳書の提出対象工事の拡大	組織：学識経験者等5名 250万円超 1億円以上 土木一式等3千万円以上 （設備工事2千万円以上） 1億円以上
H16	談合等に対する違約金条項の創設 中間前払金制度の導入 売掛債権担保融資保証制度の適用 建設コンサル業務等における予定価格の事前公表	10% 500万円以上の工事 2割の追加前払 500万円以上の工事 建設コンサル業務100万円超
H17	建設コンサル業務等における低入札価格調査の実施 総合評価方式の導入（工事）	・土木・建築関係コンサルタント業務 1,000万円以上 ・測量・調査業務 1,500万円以上
H18	一般競争入札適用範囲の拡大 談合等に対する違約金の引上げ 談合情報対応マニュアルの改正 低入札価格調査制度に調査失格基準を設定 最低制限価格制度適用範囲の拡大 電子入札の対象範囲拡大	2億円以上→1億円以上 悪質な場合10%→15% 3千万円以上→1千万円以上 3千万円以上→1千万円以上

実施年度	項 目	備 考
H19	一般競争入札適用範囲の拡大 談合等に対する違約金の引上げ 談合罪に対する指名停止期間の強化 不良不適格業者の排除(虚偽記載、粗雑工事、契約違反、不誠実な行為等)	1億円以上→4500万円以上 悪質な場合 15%→20% 自発注 最大12→24月 他発注 最大12→18月 指名停止 最大6→12月
H20	茨城県建設工事暴力団排除対策措置要綱の全面改訂 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改善 低入札価格調査基準・最低制限価格の引き上げ 一般競争入札における配置予定技術者の緩和 総合評価方式に特別簡易型の導入	1名→3名（主に本庁発注）
H21	総合評価方式における電子入札の導入 建設コンサル業務等における低入札価格調査対象業務の強化	1,5千万円以上→5百万円以上
H22	電子入札の全面導入 低入札価格調査基準・最低制限価格の引き上げ 最低制限価格制度適用範囲の拡大 一般競争入札における1者応札の制限 一般競争入札適用範囲の拡大 中間前払制度改正（申請書類の簡素化等）	1千万円以上→全競争入札 1千万円以上→250万円以上 4,500万円以上→3千万円以上
H23	東日本大震災被災地域における前払い金の引き上げ 低入札価格調査基準（コンサル含む）及び最低制限価格の引き上げ（H23公契連モデル）	工事4割→5割、委託3割→4割
H24	一般競争入札の適用範囲の拡大 指名競争入札における指名業者数の拡大（工事） 建設コンサル業務における低入札価格調査制度の改正および最低制限価格制度の導入 配置予定技術者の複数申請の全面導入 営業所の専任技術者を配置予定技術者として認める建設業法の特例適用開始 技術者の専任を要しない期間の明確化	1億未満20者以上→全て原則30者以上 3千万以上→1千万以上 原則8者→原則12者 低入調査：1,000万円以上 最低制限：100万円超1,000万円未満 3名まで 専任を要しない工事で、営業所と現場が同一市町村 着手日前日迄および検査翌日から引渡日迄
H25	低入札価格調査基準・最低制限価格の引き上げ(工事)	
H26	前金払いの割合の段階制の廃止（一律4割） 入札公告（共通編）の試行	従前、5億円以上は3割
H27	低入札価格調査基準及び最低制限価格の公表(建設コンサル業務：事後) 工事費内訳表の提出範囲の拡大 総合評価方式の導入（建設コンサル業務） 建設コンサル業務における低入札価格調査基準・最低制限価格の対象金額の改定	全ての競争入札 低入調査：1,500万円以上及び総合評価方式 最低制限：100万円超1,500万円未満 （総合評価方式を除く）

実施年度	項 目	備 考
H28	低入札価格調査基準及び最低制限価格の引き上げ（工事、建設コンサル業務） 前払金の使途拡大	直接工事費等に加え、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用にも充てられるよう対象を拡大。
H29	低入札価格調査基準及び最低制限価格の引き上げ（工事、建設コンサル業務） 東日本大震災被災地域における前払金の引き上げ措置の終了 茨城県建設工事入札参加資格審査における社会保険等の未加入対策の強化 余裕期間制度の導入	工事5割→4割、委託4割→3割 H29・30年度入札参加資格から全ての者に対して、社会保険等の加入を条件とする。 ゼロ債務負担行為を活用する工事
H30	土木一式工事等における発注標準金額の見直し 県発注工事における社会保険等の加入対策の強化 工事費内訳書への法定福利費の明示 発注見通しの統合の公表	【土木一式工事、建築一式工事】 S770：3千万円以上→4千万円以上 (A～C770変更無し) 一次下請を社会保険等加入業者に限定。 全ての建設工事(随意契約も含む) 国・特殊法人・県・市町村
H31 ・ R1	茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査における社会保険等の加入対策の強化 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定範囲の引き上げ（工事、測量） 低入札価格調査基準及び最低制限価格の引き上げ（地質調査） 公所長（出先機関）への執行委任額の引き上げ（工事、設計） 建設工事における低入札価格調査基準・最低制限価格の対象金額の改定 建設コンサル業務における低入札価格調査基準・最低制限価格の対象金額の改定	H31・32年度入札参加資格から全ての者に対して、社会保険等の加入を条件とする。 工事 予定価格の70～90%→75～92% 測量 予定価格の60～80%→60～82% 工事 1億円未満→1.5億円未満 設計 1,500万円未満→3,000万円未満 低入調査：1.5億円以上及び総合評価方式 最低制限：250万円超1,5億円未満 (総合評価方式を除く) 低入調査：3,000万円以上及び総合評価方式 最低制限：100万円超3,000万円未満 (総合評価方式を除く)
R2	余裕期間制度の活用拡大 営業所の専任技術者の現場配置要件の緩和 提出書類（契約書等を除く）の押印の見直し 一般競争入札における1者応札の取扱いの変更	発注者指定方式・任意着手方式 専任を要しない工事で、営業所と現場が茨城県内 押印の省略が可能 応札可能業者に県外本店業者が含まれる場合は入札を有効
R3	特例監理技術者の兼務要件を明確化	予定金額1.5億円未満、茨城県内施工工事、維持工事同士でないこと

（1）低入札価格調査制度の改善

低入札価格調査制度は、入札価格が予め定めている調査基準価格を下回れば調査を行い、適正な施工が確保できないと判断されれば失格とする方式です。本県では平成8年4月にWTO対象工事（当時24億3千万円以上）について本制度を導入し、現在では1億5,000万円以上の工事並びに総合評価方式による工事に適用しています。

なお、平成18年4月にダンピング受注による工事品質の低下、下請・資材業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を防止する観点から、低入札価格調査制度に工事費内訳書の失格基準を設けましたが、低価格での入札が後を絶たなかったため、平成19年6月から更に調査失格基準の数値基準を国土交通省の「特別重点調査」に準じて強化し、平成20年、平成22年、令和元年に変更して制度の厳格な運用を図っています。

平成20年1月からは、低入札価格調査制度対象工事のうち土木一式（PC工事を含む）、建築一式、鋼構造物工事（鋼橋上部工事を含む）について、低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の縮減（4割→2割）及び技術者配置の強化（現場代理人と主任技術者等の兼務を認めない）を義務付けました。

なお、直近では、令和4年4月より低入札価格調査基準の設定方法を公契連モデルに準じて改正しております。

低入札価格調査制度の調査失格基準（主要なもの）

区 分	調査失格基準の項目
工事の品質低下の防止の観点	a 数量が、県の仕様書に示した設計数量を満たしていない。 b 材料・製品が、設計仕様書に適合した品質・規格でない。 c 建設廃棄物について、適正な処理費用が計上されていない。 d 直接工事費が、設計額の90%(機械設備等※)は75%)未満である。 e 共通仮設費が、設計額の80%未満である。
下請・資材業者へのしわ寄せの防止の観点	f 労務費が、最低賃金法に基づき定める茨城県最低賃金を下回っている。 g 現場管理費が、設計額の80%未満である。 h 一般管理費が、設計額の30%未満である。

※機械設備等とは、機械器具設置工事、電気設備工事、電気通信設備工事とする。

（2）最低制限価格制度の改善

最低制限価格制度は、工事の適正な施工に最低限必要な現場経費を前もって定めておき、下回った入札者を失格とする制度です。

本県では昭和57年より本制度を導入し、現在では250万円を超え1億5,000万円未満の工事に適用範囲を拡大しています。（ただし、総合評価方式を適用した工事を除く。）

また、最低制限価格を類推し難くするとともに、情報管理の徹底を図り入札契約制度の信頼性を確保するため、平成19年6月から最低制限価格はパソコンが無作為に抽出したランダム係数を用いて算出した額としています。

なお、直近では、低入札価格調査基準の設定方法と同様、令和4年4月より公契連モデルに準じて、設定方法を改正しております。

（3）入札公告（共通編）の実施

建設工事の一般競争入札（ただし、WTO 対象工事を除く。）においては、入札参加希望者・発注者双方の負担軽減の観点から、入札説明書を廃止し、「入札公告」と「入札公告（共通編）」により公告を行っております。参加条件等の設定方針に大きな変更があったわけではなく、入札参加希望者へ参加条件等を提示する方法を変更したことが主となっています。

「入札公告（共通編）を用いた一般競争入札」の概要

「入札公告」	入札毎に変動する重要な条件等を中心に記載されるものとなり、発注機関が案件毎に作成し、入札情報サービスで公開します。
「入札公告（共通編）」	- 入札毎には変動しない標準的な条件等を中心に記載されます。 - 公開は、監理課ホームページで行います（当該ホームページアドレスは、入札公告の中にも記載されます）。 - ただし、必要に応じ、その内容を更新する場合があるので、1度お読み頂いた後も、変更の有無については入札毎に確認して頂く必要があります。

（4）工事費内訳書の提出

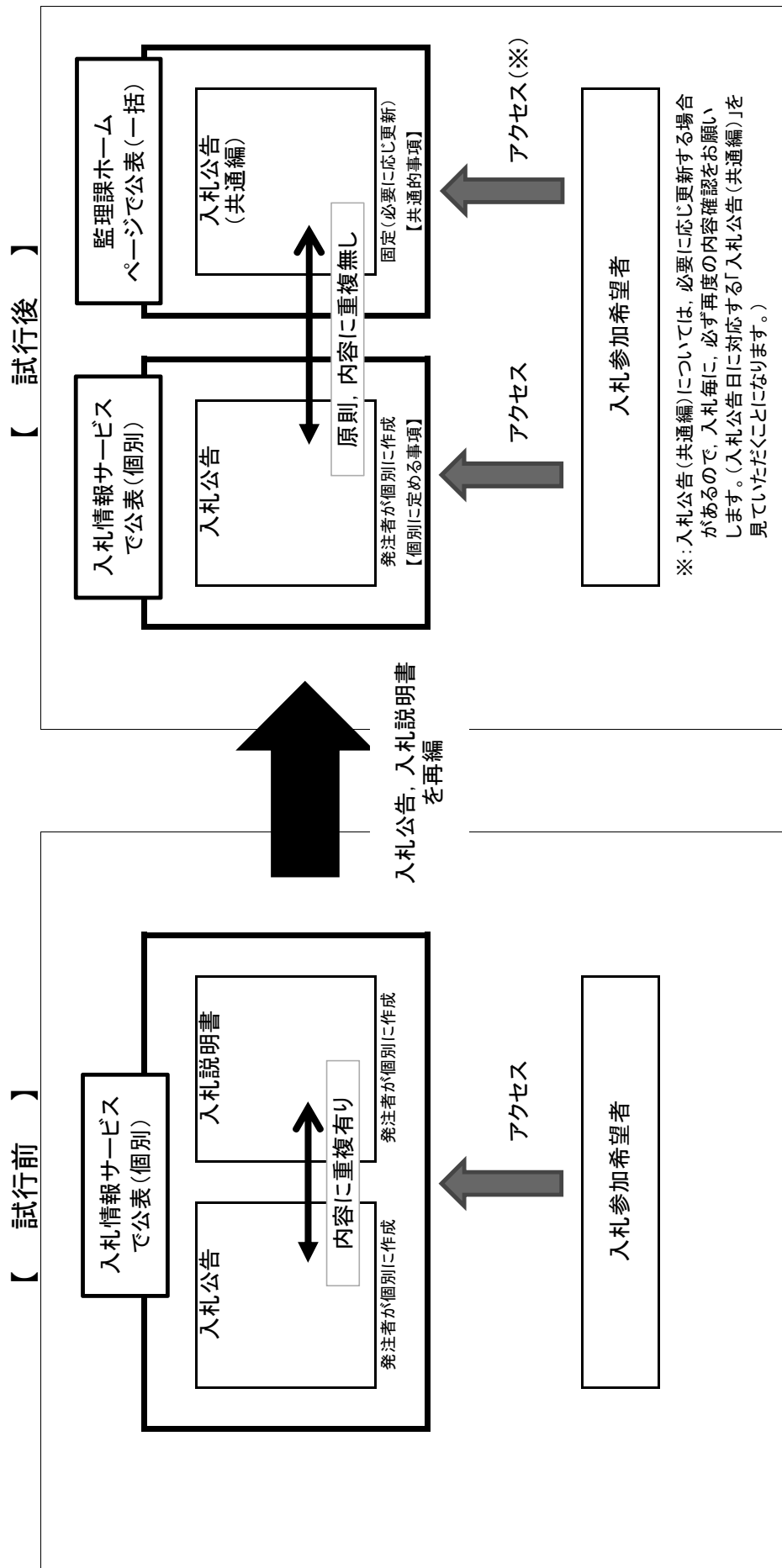
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、公共工事においては、入札時の工事費内訳書の提出が義務付けられたところです。

ただし、除草工事、剪定工事等（建設業法第2条第1項の建設工事に該当しない工事）の場合は提出不要とします。また、予定価格3,000万円未満の場合は、簡易な内訳書であっても構いません。

内訳書は、電子入札システムにより入札を行う際に、工事費内訳書の電子データを添付のうえ提出して下さい。（やむを得ない事情等により紙入札を認められた場合は、入札書を書留で郵送する際に、工事費内訳書も同封のうえ提出して下さい。）

なお、茨城県においては、社会保険等の加入対策の一環として平成30年4月1日以降に契約等を行う建設工事から工事費内訳書に法定福利費を明示することとしております。

入札公告(共通編)を用いた建設工事の一般競争入札(イメージ)



【入札公告(共通編)を用いた一般競争入札のメリット】

- 「入札公告(共通編)」には、紙入札移行や、低入札調査に係る細かい条件等が集約され、個別の「入札公告」には重要な参加条件等が優先的に記載されるので、入札参加希望者において、参加条件等を早期把握できることが期待されます。
- 個別にお示しする「入札公告」は、枠線により区切る方式等を導入し、見易さを向上させました。
- 発注者においても、一般競争入札の際に作成する書類量が減ることになるので、円滑な入札執行が期待されます。

「工事費内訳書への法定福利費の明示について」

監理課建設業担当

平成 30 年 4 月 1 日以降に茨城県と契約する建設工事については、入札時に提出する工事費内訳書において、法定福利費の明示をお願いします。

1 明示する法定福利費について

- ・ 建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象。
- ・ 対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険。

2 法定福利費の計算方法

- (1) 労務費を算出し、法定福利費を求めるケース（労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出）。

ア 直接工事費の積算において労務費を使用している場合

→当該労務費を使用。

イ 直接工事費の積算において労務費を使用していない場合

→過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて労務費を算出。

- (2) 労務費の算出が困難なケース

過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。

法定福利費 = 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

- (3) 下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用（明示された法定福利費の額を合算）

法定福利費 = （下請 A の法定福利費） + （下請 B の法定福利費） + …

工事費内訳書の例

作成日： 年 月 日

工事費内訳書

(工事番号) 30-00-0000-0-001 (工事名称) ○○工事

(商号又は名称) _____

(代 表 者 名) _____

工事区分、工種、種別、細別、規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
工事費計					
見積価格(入札書の見積金額)					
消費税相当額					
請負工事費(消費税相当額含む)					

見積価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円

工事費内訳書の提出について

この入札においては、入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。

- ◆ 工事費内訳書の提出のない者のした入札は、無効とします。
- ◆ 工事費内訳書は、別紙の作成例に準じて作成してください（様式は任意とする）。ただし、作成例3については、予定価格が3,000万円未満の場合のみに使用できるものとします。
- ◆ 工事費内訳書は、返却しません。また、提出された工事費内訳書の引換え、変更又は取消しは認めません。
- ◆ 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではありません。
- ◆ 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出します。

作成日: 年 月 日

工事費内訳書

(工事番号) 30-00-000-0-001 (工事名称) 道路改良工事

(商号又は名称) _____

(代 表 者 名) _____

工事区分、工種、種別、細別、規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
道路改良				18,135,000	
道路土工				1,380,000	
掘削工				1,380,000	
土砂掘削	1,000	m ³		300,000	
バックホウ掘削積込	1,000	m ³	150	300,000	
路体盛土工				130,000	
流用土路体	2,000	m ³	130	130,000	
不足土				950,000	
不足土搬入	1,000	m ³		950,000	
不足土運搬(20km)	1,000	m ³	950	950,000	
擁壁工				16,400,000	
作業土工				1,350,000	
床堀	600	m ³	250	150,000	
埋戻し	600	m ³	2,000	1,200,000	
現場打擁壁工				15,050,000	
均しコンクリート (18-8-25(高炉))	300	m ³	1,600	480,000	
コンクリート (18-8-25(高炉))	400	m ³	15,000	6,000,000	
型枠(均しコンクリート用)	40	m ²	3,000	120,000	
型枠(擁壁本体用)	1,200	m ²	7,000	8,400,000	
諸材料(目地材、水抜パイプ)	1	式	50,000	50,000	
仮設工				355,000	
工事用道路				355,000	
工事用道路盛土	500	m ³	500	250,000	
路盤工(t=200mm)	100	m ²	700	70,000	
敷鉄板設置・撤去	10	枚	1,500	15,000	
敷鉄板損料	10	枚	2,000	20,000	
直接工事費				18,135,000	
共通仮設				3,851,000	
共通仮設費(積上分)				651,000	
運搬費				651,000	
建設機械分解組立輸送費	1	式		400,000	
仮設材運搬・積込・取卸費	17	t	3,000	51,000	
現場環境改善費	1	式		200,000	
共通仮設費(率計上分)				3,200,000	
共通仮設費計				3,851,000	
純工事費				21,986,000	
現場管理費				5,801,000	
工事原価				27,787,000	
一般管理費等				3,700,000	
契約保証費用				13,000	
工事費計				31,500,000	
見積価格(入札書の見積金額)				31,500,000	

見積価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円

※作成にあたっては、次頁「工事費内訳書作成に関する注意事項」に留意すること。

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

- 1 工事費内訳書は、入札（見積）書（茨城県建設工事執行規則第5条第1項関係様式第1号）に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 A4版（縦使い又は、横使いいずれでも可）とする。また、複数枚になってもよい。
- 3 工事費内訳書は、作成日、工事番号、工事名称、商号・代表者名を記した表紙を別葉とすることができる。
ただし、閲覧用図書の工事概要書（写しを含む。）あるいは、見積書を表紙として使用してはならない。
- 4 最下欄の見積価格は、入札（見積）書の見積金額と一致していること。
- 5 内訳は、各工事の閲覧用図書に参考資料として添付されている本工事費内訳書の細別・規格程度まで記載することを目安とする。
（閲覧用図書の工事数量総括（内訳表）（種別及び数量の一式レベル）よりも詳細な内訳であることに十分留意すること。（ただし、閲覧用図書の工事費内訳書の数量欄が一式表示である場合は、この限りでない。））
- 6 当該工事の閲覧用図書の参考資料として添付されている本工事費内訳書を利用して単価、金額欄を記入したものを添付してもよい。
この場合、工事価格欄の摘要欄に、「見積価格（入札書の見積金額）」と記入するものとする。
なお、見積価格は、消費税相当額を含まない額とすること。
- 7 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。
- 8 工事費内訳書に法定福利費（「工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額（該当する金額を記入）円」）を必ず記載すること。
- 9 工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。

工 事 費 内 訳 書

(工事番号) 30-12-150-0-001

(工事名称)〇〇〇棟新築工事

(商号又は名称)

(代表者名)

工事区分・工種・種別・細別・規格	数 量	単 位	金 額	摘 要
直接工事				
直接仮設工事	1	式	7,313,800	
土工事	1	"	23,265,025	
地業工事	1	"	395,836	
コンクリート工事	1	"	15,700,553	
型枠工事	1	"	17,292,397	
鉄筋工事	1	"	13,350,138	
鉄骨工事	1	"	4,730,145	
既製コンクリート工事	1	"	957,402	
防水工事	1	"	3,632,152	
タイル工事	1	"	2,634,231	
木工事	1	"	4,345,543	
金属	1	"	12,656,937	
雑工事	1	"	15,340,000	
直接工事費計			121,614,159	
			121,614,000	
共通費				
共通仮設費	1	式	9,026,000	
現場経費	1	"	15,232,000	
一般管理費等	1	"	19,140,000	
共通費計			43,398,000	
合 計			165,012,000	
見積価格			165,010,000	

見積価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円

※作成にあたっては、次頁「工事費内訳書作成に関する注意事項」に留意すること。

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

- 1 工事費内訳書は、入札（見積）書（茨城県建設工事執行規則第5条第1項関係様式第1号）に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 A4版（縦使い又は、横使いいずれでも可）とする。また、複数枚になってもよい。
- 3 工事費内訳書は、作成日、工事番号、工事名称、商号・代表者名を記した表紙を別葉とすることができる。
ただし、閲覧用図書の工事概要書（写しを含む。）あるいは、見積書を表紙として使用してはならない。
- 4 最下欄の見積価格は、入札（見積）書の見積金額と一致していること。
- 5 内訳は、各工事の閲覧用図書に参考資料として添付されている本工事費内訳書の細別・規格程度まで記載することを目安とする。
（閲覧用図書の工事数量総括（内訳表）（種別及び数量の一式レベル）よりも詳細な内訳であることに十分留意すること。（ただし、閲覧用図書の工事費内訳書の数量欄が一式表示である場合は、この限りでない。））
- 6 当該工事の閲覧用図書の参考資料として添付されている本工事費内訳書を利用して単価、金額欄を記入したものを添付してもよい。
この場合、工事価格欄の摘要欄に、「見積価格（入札書の見積金額）」と記入するものとする。
なお、見積価格は、消費税相当額を含まない額とすること。
- 7 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。
- 8 工事費内訳書に法定福利費（「工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額（該当する金額を記入）円」）を必ず記載すること。
- 9 工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。

工事費内訳書作成例 (予定価格 3 千万未満の場合のみ使用可)

作成日: 年 月 日

工事費内訳書

(工事番号) 30-00-000-0-001 (工事名称) 道路改良工事

(商号又は名称) _____

(代表者名) _____

工事区分 工種	金額 (円)	備 考
道路改良		
道路土工	2,370,285	
排水構造物工	763,426	
石・ブロック積 (張) 工	10,162,292	
付属物設置工	403,132	
構造物撤去工	197,165	
直接工事費計	13,896,300	A (上記計)
共通仮設費	3,113,662	B
現場管理費	4,810,014	C
一般管理費等 (契約保証費を含む)	2,774,009	D
合 計	24,593,985	A+B+C+D
見積価格 (入札書に記載した見積金額と一致)	24,590,000	

見積価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の
法定の事業主負担額 円

※作成にあたっては、次頁「工事費内訳書作成に関する注意事項」に留意すること。

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

- 1 工事費内訳書は、入札（見積）書（茨城県建設工事執行規則第5条第1項関係様式第1号）に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 A4版（縦使い又は、横使いいずれでも可）とする。また、複数枚になってもよい。
- 3 工事費内訳書は、作成日、工事番号、工事名称、商号・代表者名を記した表紙を別葉とすることができる。
ただし、閲覧用図書の工事概要書（写しを含む。）あるいは、見積書を表紙として使用してはならない。
- 4 最下欄の見積価格は、入札（見積）書の見積金額と一致していること。
- 5 1/2面の記載例による内訳書の作成は、予定価格が3,000万円未満の場合のみ可とする。
- 6 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。
- 7 工事費内訳書に法定福利費（「工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額（該当する金額を記入）円」）を必ず記載すること。
- 8 工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。

(参考)作成例3と、設計図書として公開される「工事数量総括(内訳)表」との関係

直接工事費の内訳については、以下のように、工事数量総括(内訳)表を参考としてください。

工事数量総括(内訳)表

第 号 実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金 額	細 別 内 訳	
道路改良							
			1	式		直接工事費の金額内訳は、「工種」レベルで作成してください	
道路土工			1	式			
			1	式			
掘削工						掘削	500.000 m3
			1	式			
残土処理工						残土等処分	460.000 m3
			1	式			
路体盛土工						路体(築堤)盛土	15.000 m3
			1	式			
排水構造物工							
			1	式			
作業土工						床掘り	20.000 m3
			1	式		埋戻し	40.000 m3
側溝工						プレキャストU型側溝	47.000 m
			1	式		側溝蓋	47.000 枚
石・ブロック積(張)工							
			1	式			
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)						大型ブロック積	206.000 m2
			1	式		コンクリートブロック積	65.000 m2
付属物設置工							
			1	式			
防止柵工						転落(横断)防止柵	44.000 m
			1	式			
境界工						境界杭	16.000 本
			1	式			
構造物撤去工							
			1	式			
構造物取壊し工						コンクリート構造物取壊し	19.000 m3
			1	式		コンクリート取壊し運搬処理	19.000 m3
直接工事費計	A						
			1	式			
共通仮設							
			1	式			
共通仮設費							
			1	式			

工 事 数 量 総 括 (内 訳) 表

第 30-55-509-0-001 号

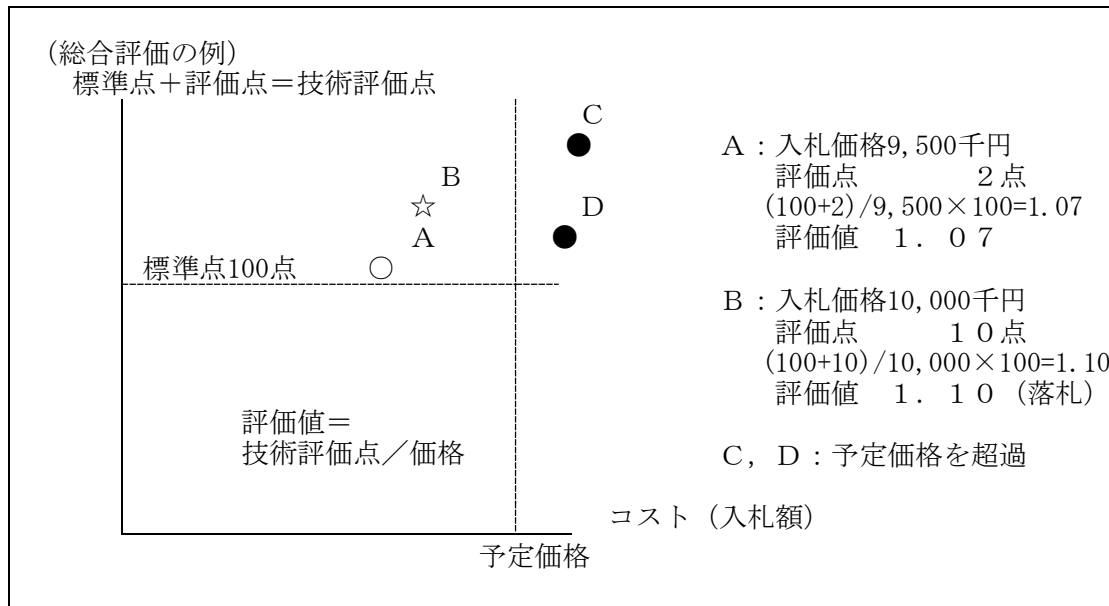
実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金 額	細 別 内 訳
技術管理費				式		土質等試験費 1.000 式
			1			
現場環境改善費(率計上)				式		
			1			
共通仮設費 (率計上)				式		
			1			
共通仮設費計	B			式		
			1			
純工事費				式		
			1			
現場管理費	C			式		
			1			
工事原価				式		
			1			
一般管理費等	D			式		
			1			
契約保証費用				式		
			1			
工事価格				式		
			1			
消費税相当額				式		
			1			
請負工事費				式		
			1			

茨城県土木部

2 総合評価方式の概要

平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の推進に関する法律（品確法）」に基づき、茨城県では平成18年1月から総合評価方式を試行しています。総合評価方式とは、価格だけで落札者を決定している従来の落札方法と異なり、企業の実績や能力など価格以外の要素を含めて落札者を決定する新しい落札方式で、ダンピングの防止、不良不適格業者の排除、建設業者の技術力向上、談合防止などに効果があると言われています。



(1) これまでの試行状況

土木部では、これまでに5,492件（うち標準型10件、簡易型305件、特別簡易型5,177件）の試行を行いました。

総合評価方式試行件数（土木部発注分）

年 度	H28年度迄	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
試行件数	2, 1 5 1	5 4 4	7 1 7	7 0 2	7 1 2	6 6 6	5, 4 9 2

(2) 今後の動向

公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において、平成20年度以降の国の調達については、原則、総合評価方式を実施することとされました。

本県においても、品確法の基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質確保を目指して、引き続き総合評価の推進に努めていきます。また、市町村においても平成19年度に水戸市、鹿嶋市で試行し、令和3年度迄に32市町村で導入されております。

今後、総合評価方式に対応するためには、的確な現場条件の把握、施工技術の向上、技術者の育成などが重要になります。

3 中間前払金制度

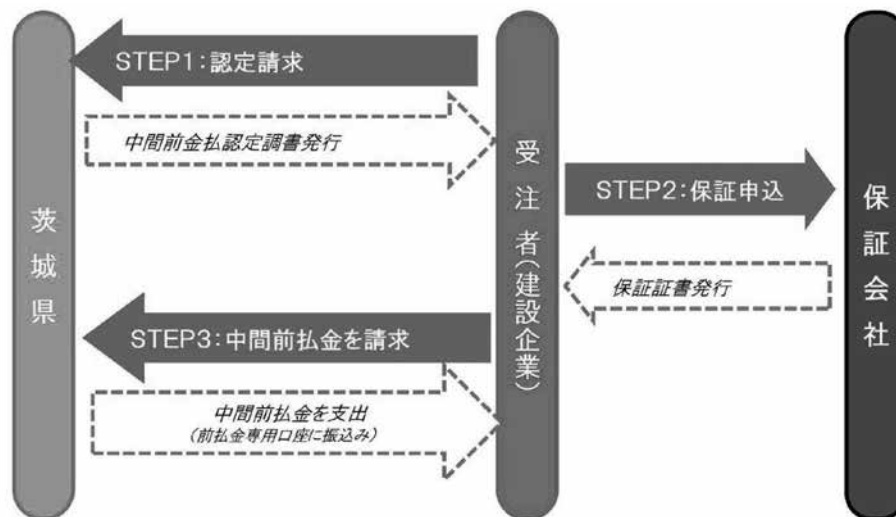
中間前払金制度とは、建設業者への円滑な資金供給により、建設業の経営改善、適正施工の確保を図るため、500万円以上の県発注工事において、従来の契約直後の前払金（請負代金の4割以内）のほかに、以下の一定の条件を満たせば、請負金額の2割の前払金を追加して支払う制度です。

円滑な資金繰り、健全な経営のために積極的に活用してください。

【中間前払金を請求できる条件】

- ・工期の2分の1を経過していること。
- ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきこととなっている当該工事に係る作業が行われていること。
- ・既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

【手続きの流れ】



【提出書類】

●認定請求時

1. 中間前払金払認定請求書
2. 工事履行報告書
3. 工程表（予定工程表に実施工程を記載したもの）

※出来高検査は必要ありません。

●中間前払金請求時

1. 請求書
2. 保証証書(保証会社が発行)

* 中間前払金制度に関する相談は

東日本建設業保証株式会社 茨城支店まで 電話 029-221-3800

令和3年12月16日

茨城県土木部監理課

このたび、茨城県土木部では、中間前金払の認定請求書を簡単に作成できるツールを開発し、令和4年1月4日から運用します。

これにより、中間前金払の手続きが大幅に簡素化・迅速化され、速やかに支払いを受けられるようになることが期待できます。

1 概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく発注関係事務の運用に関する指針（令和2年1月30日最終改正）では、施工現場の労働環境の改善を図る観点から、下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、中間前金払を活用して建設業者の資金調達の円滑化を図るとともに、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努めるとされているところです。

一方で、中間前金払については、県発注工事、市町村発注工事ともに年間80件程度と利用が進んでいない状況であることから、中間前金払制度のさらなる利用促進を図るため、東日本建設業保証(株)茨城支店の監修の下、中間前金払の認定請求書が簡単に作成できるツール（Excelで提供）を開発しました。

なお、ツールを活用することで、発注機関に相談に行く等の接触機会を減らせるので、新型コロナウイルス感染症対策にも寄与できます。

2 ツールの内容について

中間前金払を請求するためには、発注者に認定請求書を提出する必要がありますが、①工期の2分の1を経過していること、②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること、③工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していることの3つの要件を満たしていなければなりません。

このうち、①と②は工程表で容易に確認できますが、③については、請負代金を工種ごとの工事費に分解する、工種ごとの工事費に進捗率を乗じる、これを合算し工事全体の進捗出来高を算出する、この額が請負代金の2分の1以上かどうか確認するといった作業が必要で、受注者の作成、発注者の確認の双方に手間と時間を要していました。

開発したツールでは、必要最小限の情報（工種ごとの直接工事費及び進捗率）を入力すれば、自動的に③の要件を確認できるようにしました。これにより、受注者・発注者とも各段に事務が簡素化され、速やかに中間前金払の支払いを受けられるようになります。

3 その他

監理課のホームページにおいて、ツールがダウンロードできます。

茨城県土木部としましては、県内建設業者の資金調達の円滑化を図るため、県内市町村にも本ツールの活用を働きかけてまいります。

茨城県土木部監理課

建設業担当

TEL : 029(301)4334

FAX : 029(301)6694

4 建設工事請負契約書第 25 条について

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 25 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。ただし、残工事期間が 2 箇月未満の場合は、この限りでない。

単品スライド条項

建設工事請負契約書第 25 条第 5 項

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライド条項

建設工事請負契約書第 25 条第 6 項

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

✕請求にあたっては、必ず関係資料等をご確認下さい。

関係資料や請求様式は下記のホームページよりダウンロードできます。

茨城県土木部検査指導課 HP

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/01tanka-files/tanpin.html>

請求及び協議については各発注機関へお願いします。

5 設計変更ガイドライン、工事一時中止ガイドラインについて

茨城県土木部では、適切な設計変更に資するため、平成 29 年 4 月に設計変更ガイドラインを制定しました。また、令和 3 年 3 月には、工事一時中止ガイドラインの追加等の改定をしました。

本ガイドラインは、受注者・発注者双方にとって共通の手引書として活用できるよう、従来から行ってきた設計変更並びに工事の一時中止の手続きを体系的に整理し、対象事項や必要な手続きなどを明らかにしております。

ガイドラインは、県検査指導課ホームページで公表しておりますので、ご活用下さい。

茨城県 設計変更ガイドライン

検索

6 社会保険等加入対策について

【現状と課題】

- 下請業者を中心に、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金）に未加入の建設業者が存在しており、技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利
- 令和2年10月1日から建設業の許可について社会保険等の加入が要件化

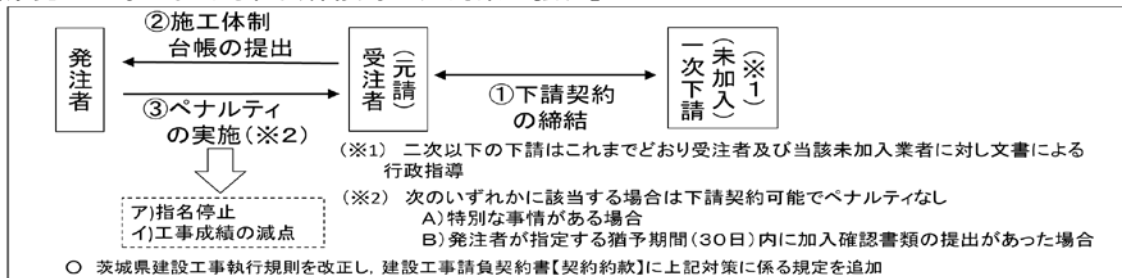
【目的】

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の確保

【本県における社会保険等加入対策】

- H24年11月から、建設業の許可申請時や経営事項審査時に未加入業者に対する加入指導を実施。未加入業者を社会保険等担当部局（日本年金機構、茨城労働局）に通報
- 県工事の入札参加資格において、
 - ・ H25年6月から、格付5業種（土木、建築、管、電気、舗装）のBランク以上を社会保険等加入業者に限定
 - ・ H27年6月から、全ての一般競争入札の参加者を社会保険等加入業者に限定
 - ・ H29年6月から、全ての入札参加資格者（元請業者）を社会保険等加入業者に限定
- H29年4月から、県発注工事において下請業者に未加入業者がいた場合、当該業者に対する加入指導及び元請業者に対する下請業者の指導を徹底するよう注意喚起
- H30年4月から、
 - ① 県発注工事において、一次下請を加入業者に限定（ただし、未加入業者であっても、特別な事情がある場合や猶予期間（30日）内に当該業者が加入したことを確認できる書類を提出した場合は可）
⇒違反した場合、受注者（元請業者）に対し、指名停止及び工事成績の減点を実施

【県発注工事における社会保険等加入対策の強化】



- ② 民間建設工事標準約款等の改正（H29年10月適用）を受け、県発注工事における下請契約においても、請負代金内訳書に法定福利費を明示することを義務付け
- ③ 全国統一の基準で実施される「経営事項審査」においても、社会保険等未加入業者に対する減点措置の厳格化を実施

【経営事項審査における社会保険等加入対策の強化】

社会性等（W点）における点数の算出方法について、これまでは合計値がマイナスとなる場合はゼロとみなすとされているところ、今後はこれをゼロとみなさず、マイナスとして算定

W点における 減点項目	雇用保険 未加入	健康保険 未加入	厚生年金 未加入	民事再生 法等適用	法令 遵守	合計 (A)	W評点 (A × 10 × 190 ÷ 200)	総合評定 値(P)
改正前	-40	-40	-40	-60	-30	0	0	0
改正後	-40	-40	-40	-60	-30	-210	-1,995	-299

総合評定値(P)への反映: $0.15W$

（参考1）茨城県の社会保険等加入率

公共事業労務費調査によると、R3年度の加入率は、取組前であるH23年度と比べ大幅に改善

公共事業労務費調査での
社会保険等加入率
(建設企業別)

年 度	H23	H24		R2	R3
茨城県内	73%	78%		99%	99%
全 国	84%	87%		99%	99%

（参考2）法定福利費の確保に向けた県発注工事における対応

H24年6月から、社会保険等の加入に必要な法定福利費（事業主負担分、本人負担分）を予定価格に適切に反映できるよう改善を実施し、さらに、H25年4月から設計労務単価を大幅に引き上げ、それ以降も労働市場の実勢価格を反映するため段階的に引き上げ（R3年3月→R4年3月、平均1.8%増）

【その他の取組】

- 県発注工事における法定外労働災害補償制度の加入について

令和2年4月以降、県発注工事において、予定価格の積算上、現場管理費の率計上の中に法定外労働災害補償制度の保険料を含む積算基準改定を実施

⇒土木部発注工事において、受注者の法定外の労災保険への付保の状況の確認や加入指導を実施

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について 国土交通省

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
事業所の 形態	常用労働者 の数				
法人	1人～	常用 労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人 事業主	5人～	常用 労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	1人～4人	常用 労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、 一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
(この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。)
適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。
(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

☐ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

☐ : 個人の責任において加入するもの

「下請指導ガイドライン」における
「適切な保険」の範囲

3保険

医療保険及び年金保険

3保険

雇用保険
(医療保険と年金保険については個人
で加入)

(医療保険と年金保険については個人
で加入)※3

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をして
いる場合に限る(詳しくは、一人親方「社会
保険加入にあたっての判断事例集」参照)

法定福利費を内訳明示した見積書の 活用促進について

法定福利費を内訳明示した見積書とは、下請企業が元請企業に対して提出する見積書に、法定福利費を内訳として明示したものです。

当該見積書を活用することによって、技能労働者の適正な水準の労務費と、適切な保険に加入させるために必要な費用（法定福利費）が明確となり、技能労働者の処遇改善と社会保険等の未加入対策の推進につながります。



令和 4 年 7 月
茨城県土木部監理課

1 元請企業と下請企業がすべきこと

元請企業は、下請企業に見積条件を提示する際、法定福利費の内訳を明示した見積書を提出するよう、働きかけを行ったうえで、提出された見積書を尊重して下請契約を締結してください。

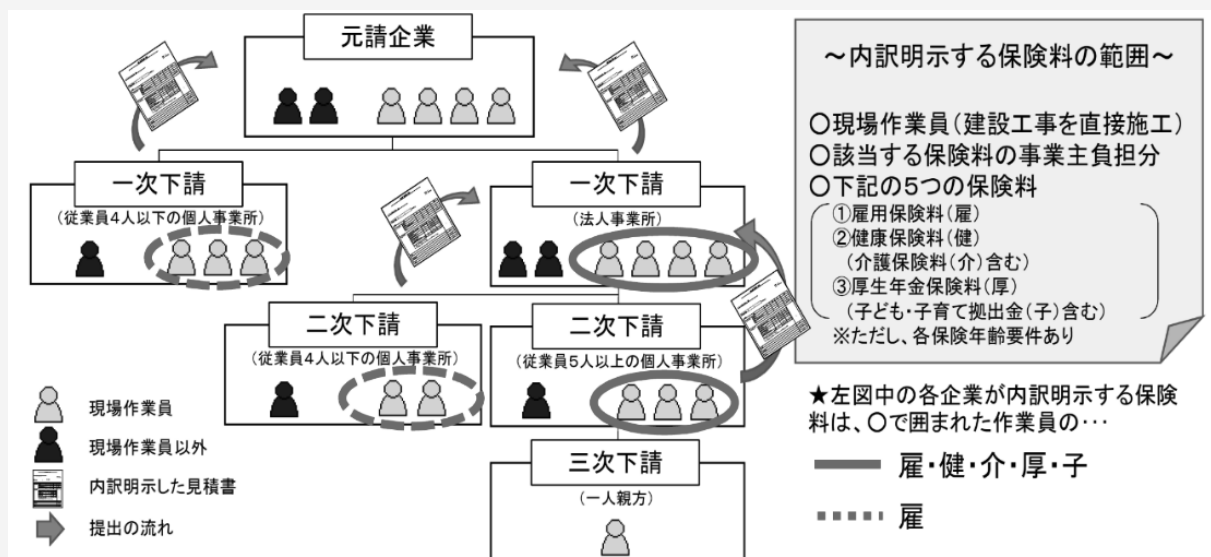
これは、下請企業が再下請企業と再下請負契約を締結する場合も同様です。

なお、当該見積書を尊重せず、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で請負契約を締結した場合は、建設業法第19条の3に違反するおそれがあります。

下請企業は、自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を元請企業に提出してください。（建設業法第20条第1項）

2 内訳明示する法定福利費の範囲

法律上の支払義務がある社会保険料の事業主負担分で、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めます。



3 法定福利費の算定方法（例）

(1) 法定福利費 = 労務費総額 × 社会保険料率

通常、法定福利費は、年間の賃金総額に各保険の保険料率（33頁の※1）を乗じて計算しますが、各工事の見積りでは労働者の年間賃金を把握することは不可能です。

このため、見積額に計上した労務費を賃金とみなして、それに各保険料率を乗じて算定します。

（労務費総額の算定例）

工事の種類	人工数 (A)	平均日額 (B)	労務費総額 (A) × (B)
作業 1	5	10,000円	50,000円
作業 2	20	20,000円	400,000円
労務費総額			450,000円

（法定福利費の算定例）

保険料率の種類	法定保険料率 (事業主負担分)	用いる料率 (A)	対象金額 (B)	法定福利費 (A) × (B)
雇用保険料	0.85%	同左	450,000円	3,825円
健康保険料	4.87%	同左	450,000円	21,915円
介護保険料(注)	0.90%	0.9% × 55.7%(注)	450,000円	2,255円
厚生年金保険料	9.15%	同左	450,000円	41,175円
子供・子育て 拠出金	0.36%	同左	450,000円	1,620円
合計	16.13%	15.7313%	-	<u>70,820円</u>

注：法定保険料率は、令和4年5月時点のものです。健康保険料率は協会けんぽ（茨城）を用いています。また、介護保険料は40歳以上65歳未満の者が対象となるため、協会けんぽの被保険者全体に占める40～64歳の割合（55.7%）を用いています。

(2) 法定福利費 = 労務費（請負金額 × 労務比率） × 社会保険料費
 労働者へ支払われる賃金総額を正確に算定することが困難な場合は、請負金額に対する賃金総額の割合（労務費率）を用いて算定することができます。

（労務費総額の算定例）

工事の種類	請負金額(税抜) (A)	労務費率 (B)	労務費総額 (A) × (B)
舗装工事一式	1,000,000円	17%(注)	170,000円

注：労務費率は令和4年5月時点の労災保険上の労務費率表（33頁の※2）の舗装工事業の率を用いています。なお、実際の労務費率は、企業や業種によって異なるため、労務費率表の数値とは必ずしも一致しない場合があります。

（法定福利費の算定例）

保険料率の種類	法定保険料率 (事業主負担分)	用いる料率 (A)	対象金額 (B)	法定福利費 (A) × (B)
雇用保険料	0.85%	同左	170,000円	1,445円
健康保険料	4.87%	同左	170,000円	8,279円
介護保険料	0.90%	0.9% × 55.7%	170,000円	852円
厚生年金保険料	9.15%	同左	170,000円	15,555円
子供・子育て拠出金	0.36%	同左	170,000円	612円
合計	16.13%	15.7313%	-	26,743円

(3) 法定福利費 = 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

(4) 法定福利費 = 工事数量 × 数量あたりの平均的な法定福利費

(3)と(4)は、自社の施行実績に基づくデータ等を用いて、工事費あたりの平均的な法定福利費の割合や、数量あたりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出し、個別工事ごとの法定福利費を算定する方法です。

この方法は、ある程度定型化した工事、工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している工事について使用するのが適当です。

※ 1 保険料率の確認方法

保険料率の種類	保険料率の入手先	備考
健康保険料率 ----- (介護保険料率)	・ 協会けんぽのウェブサイト等 (個別に健康保険組合に加入している場合は、別途組合にお問合せください。)	(協会けんぽに加入の場合) 都道府県単位の保険料率 ----- 加入率(40～64歳の被保険者割合)を加味する。
厚生年金保険料率 (子供・子育て拠出金)	・ 日本年金機構のウェブサイト等 (厚生年金基金に加入している場合は、別途基金にお問合せください。)	—
雇用保険料率	・ 厚生労働省のウェブサイト等	「建設の事業」の料率を用いる。

※ 2 労災保険上の労務費率表

事業の種類	事業の種類	労務費率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
	道路新設事業	19%
	舗装工事業	17%
	鉄道又は軌道新設事業	24%
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	23%
	機械装置の組立て又は据付けの事業	
	組立て又は取付けに関するもの	38%
	その他のもの	21%
	その他の建設事業	24%

注：この表は令和4年5月時点のものです。最新のものは、厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

4 見積書の作成例

(1) 法定福利費 = 労務費総額 × 社会保険料率 の場合

御見積書（例）			
〇〇建設株式会社 殿			
見積金額 ￥864,402 … (ア)+(イ)+(ウ)			
項 目	金 額		
① 材料費	200,000円		
② 労務費(法定福利費を除く)	450,000円		
③ 経費 (法定福利費を除く) (①+②) × 10%	65,000円		
小 計	715,000円… (ア)		

【法定福利費（事業主負担分）】			
保険料の種類	保険料率 (事業主負担分)	対象金額 (労務費)	法定福利費 (事業主負担分)
雇用保険料	0.85%	450,000円	3,825円
健康保険料	4.87%	450,000円	21,915円
介護保険料	0.90%	450,000円	2,255円
厚生年金保険料	9.15%	450,000円	41,175円
子ども・子育て拠出金	0.36%	450,000円	1,620円
合 計	-	-	70,820円…(イ)

【消費税】		
工事価格（法定福利費を含む）	消費税率	金額
785,820円（（ア）+（イ））	10%	78,582円…(ウ)

(2) 法定福利費 = 労務費（請負金額 × 労働比率） × 社会保険料率の場合

御見積書（例）			
〇〇建設株式会社 殿			
見積金額 ￥1,100,000 …(ア)+(イ)			
【工事価格（法定福利費を含む）】			
工事名称	数量	金 額	
舗装工事	一式	1,000,000円	…(ア)
【消費税】			
工事価格	消費税率	金額	
1,000,000円… (ア)	10%	100,000円	…(イ)

【法定福利費（事業主負担分）】			
工事価格	平均的な労務费率	平均的な保険料率 (事業主負担分)	法定福利費 (事業主負担分)
1,000,000円… (ア)	17%	15.7313%	26,743円

※標準見積書について

各専門工事業団体では、法定福利費の内訳を明示するための標準見積書（フォーマット）を作成しています。また、法定福利費の額を簡便に算定することができるよう、作成手順書を策定しています。

詳細については、以下の国土交通省のウェブサイトからご確認いただけます。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html



◎県発注工事における法定外労働災害補償制度の加入について

改正品確法※において、法定外の労災保険※保険料の予定価格への反映が、発注者の責務として位置づけられたことを踏まえ、土木部では積算基準等を改定し、令和2年度から法定外の労災保険の保険料を積算に反映し、予定価格を設定しております。

以上のことを踏まえ、令和5・6年度建設工事入札参加資格審査(格付)において、法定外の労災保険の要件化を予定しております。

また、要件化までの経過措置として、令和4年度末までの間、土木部発注工事においては、法定外の労災保険への付保の状況の確認や加入指導を行います。

建設工事を受注される皆様のうち、法定外の労災保険について未加入の事業者におかれましては、改定の趣旨をご理解いただき、すみやかに加入をお願いします。

なお、法定外の労災保険については、現在、経営事項審査の加点対象となっております。

※品確法：公共工事の品質確保の促進に関する法律

※法定外の労災保険（経営事項審査での加点要件）：

（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の規定による認可を受けた共済規定に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約であって（a）及び（b）に該当するもの。

（a）当該給付が受注者の直接使用関係にある職員のほか、受注者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員も対象にするものであること。

（b）当該給付が労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

7 発注見通しについて

公共工事の発注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって、行為を秘密にする必要があるものを除く。）について、下記の事項を公表することとなっています。

- ・公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- ・入札及び契約の方法
- ・入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）

○県発注工事の発注見通しについて

1 公表時期

第1回 4月30日 第2回 7月15日（※1）

第3回 10月15日 随時（※2）

公表日が日曜日、土曜日又は休日になるときは、その日前の休日ではない日が基本となります。ただし、上記については状況により変更となる場合があります。

（※1）第2回については、建設業者が技術者・技能労働者の配置や資機材等の調達を計画的に行いやすい環境を整備する観点から、平成28年度から試行的に公表時期の1ヶ月前倒し（6月15日）を行っています。

（※2）ゼロ債務負担行為の工事の公表を行うため、平成29年度から12月末に第4回の公表を行っています。令和3年度は補正予算による工事の公表を行うため、2月10日に第5回の公表を行っています。

2 公表場所

- ・県ホームページ

（トップページ⇒入札情報⇒茨城県公共工事入札予定情報⇒公共工事発注見通し）

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/nyusatsu/>

- ・公共事業情報センター（県庁舎1階）
- ・各発注機関（本庁各課、各出先機関）

○発注見通しの統合について

発注見通しについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、各発注者が連携し、地域ブロック単位等で統合して公表することとされており、茨城県内においても、国の機関・特殊法人・県・各市町村の発注見通しの統合を実施しています。

1 公表時期

年4回（4月期、7月期、10月期、1月期）

※各発注機関が発注見通しを公表した後に公表となります。

2 公表場所

関東ブロック発注者協議会ホームページ

<http://www.ktr.mlitt.go.jp/gijyutu/gijyutu00000152.html>

8 契約手続きにおける電子契約の導入について

県では、DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組の一環として、立会人型電子契約サービスを導入したことから、県土木部が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務において、令和3年7月から電子契約を導入しております。

○電子契約の導入について

電子契約を導入することにより、契約事務の時間（印刷、製本、郵送、押印等の作業が不要）が削減でき、また費用（郵送代、封筒代が不要）、契約締結までの時間（郵送に要する時間が不要）を削減することができます。

また、新型コロナウイルスまん延時の人的接触の抑制にもつながります。

○操作方法

発注者から送付された電子メールに記載されたリンクをクリックすることで、契約書等についてオンラインで内容を確認し、契約を締結することができます。

締結された契約書等については改ざん不可能な電子署名・タイムスタンプが施されます。

詳細については以下のアドレスから利用ガイドを御確認ください。また、無料環境で実際の流れを体験することができます。

- ・ 建設業担当ホームページメニュー URL

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html>

○対象案件

土木部発注の全ての建設工事及び建設コンサルタント業務。

なお、書面での契約を行うか、電子契約を行うかを選択することができます。

土木部が発注する建設工事における電子契約について

1 電子契約用メールアドレスについて

- ・競争参加資格確認資料を提出する際、電子契約の希望の有無と、契約締結に利用するメールアドレス（契約締結権限者、担当者）を、電子契約用メールアドレス確認書に記載し、一緒に提出してください。

2 入札結果（落札）の通知

- ・電子入札システムで、入札結果（落札）の通知がありましたら、通常の契約の場合と同様に、建設リサイクル協議（対象工事の場合）、契約保証の手続きを進めてください。

3 契約書等の作成

- ・監理課建設業担当ホームページから、様式をダウンロードして作成してください。
<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html>

- ・契約書（様式第2号）（電子契約用）（契約日は記載しないでください。）
- ・建設リサイクル対象工事の場合、備考別表1～3の該当するもの
- ・仲裁合意書（様式第3号）（電子契約用）（日付は記載しないでください。）
- ・課税事業者届出書又は免税事業者届出書（日付は提出日で結構です。）

4 契約書等及び契約保証の送付

- ・落札した日から5日以内（土日・休日を含まない。）に、3で作成した契約書等、契約保証（保証書等）の写しを発注機関の契約担当者に電子メールで送付してください。
- ・契約書等は、ワード形式のままで送付してください。
- ・契約保証（保証書等）の原本は、後日提出してください。

5 契約書の確認、承認

- ・発注機関で決裁が終了しましたら、1で提出したメールアドレスに、契約書の確認依頼のメールが届きます。
- ・メールが届きましたら、速やかに電子契約システムにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、同意をしてください。
- ・電子契約システムの操作方法は、監理課建設業担当ホームページ内の「ご利用ガイド」からご覧になれます。なお、以下のアドレスから無料環境を体験することができます。
<https://www.cloudsign.jp/>
また、電子契約システムの不具合については総務部総務課総務担当（TEL029-301-2235、FAX029-301-2259）にお問い合わせください。

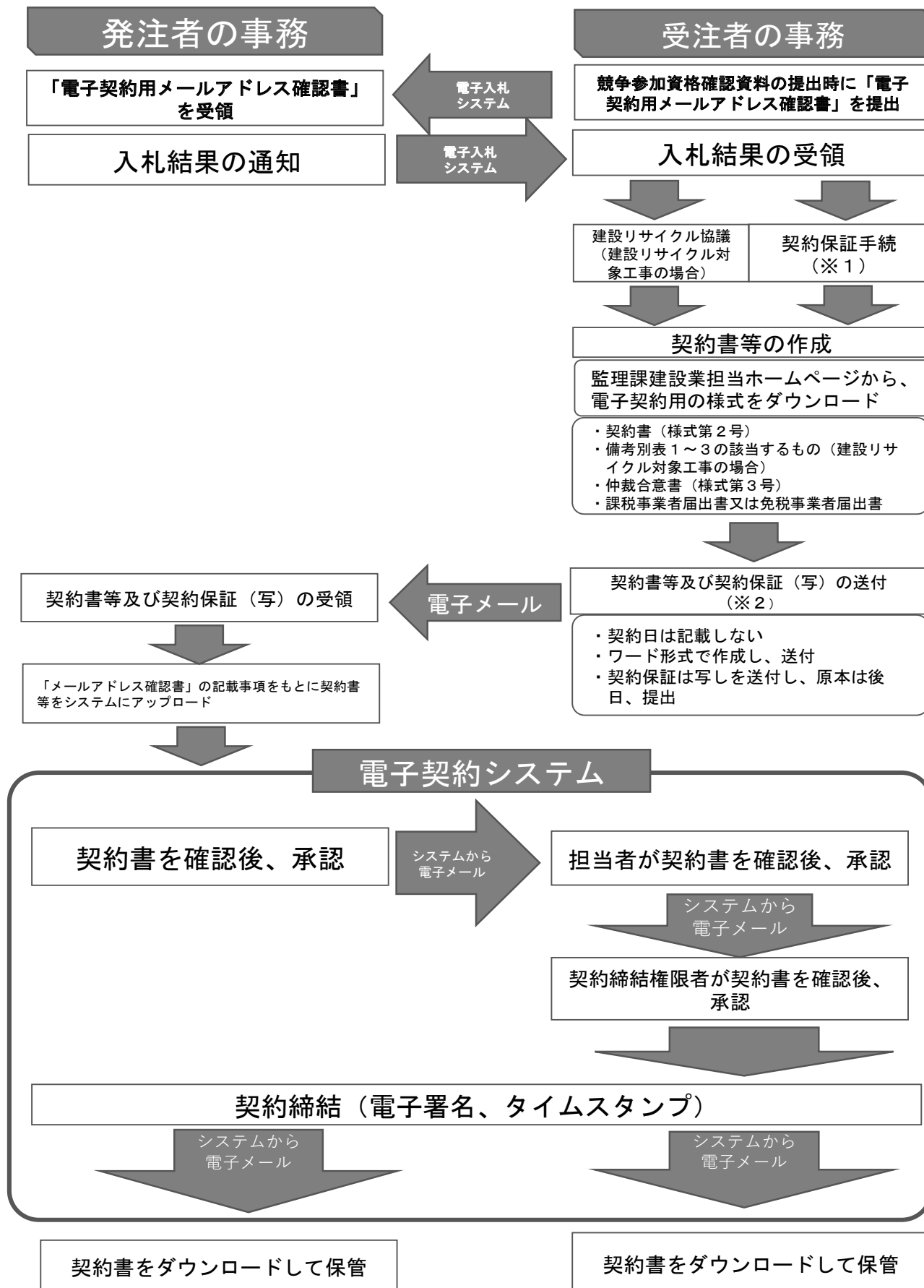
※注意

確認依頼のメールが届いた日のうちに、確認、同意ができない場合、契約書の契約日と、電子署名の日が一致しなくなります。その場合は、発注機関の契約担当者までご連絡ください。

6 契約締結、契約書の保管

- ・5の同意後、契約書に電子署名が付与され、契約締結が完了します。
- ・契約締結が完了したことが電子メールで送信されますので、電子契約システムにアクセスし、契約書をダウンロードして保管してください。

土木部が発注する建設工事における電子契約フロー



※1 電子契約では電子署名した日が契約日となるため、事前に発注者と契約予定日を調整する。

※2 受注者は、入札結果の通知から5日以内(土日、休日を含まない。)に、契約書等及び契約保証の写しを、発注者に電子メールで送付する。

第4 適正な下請契約の締結について

1 下請契約

(1) 契約締結の方法

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければならない。(建設業法第18条)

契約を締結する場合は、契約の内容となる一定の重要な事項を具体的に記載した書面に、当事者が署名又は記名押印した上、相互に交付しなければならない。(建設業法第19条第1項)

従来ややもすればみられがちであった、契約当事者の社会的、経済的な力関係によって発生する、片務的な請負契約は、下請代金の未払い等の紛争の原因になる恐れがあります。

当事者が真に対等な立場に立った「公正な契約」とするため、適正な請負契約を締結しなければなりません。

使用する契約書は、建設工事標準下請契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会)又は同契約約款に準拠した内容を持つものを使用しなければなりません。

契約で定める条項については、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項の全部について必ず記載するようにし、現在使用している契約書で、法の規定に照らし不適当なものは、速やかにその是正を図らなければなりません。

(2) 契約変更の方法

契約の変更が発生した際は、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。(建設業法第19条第2項)

せっかく契約の締結に際し、契約内容を具体的に書面に記載しても、変更の内容を明示しないで変更契約を行えば、紛争の原因となる恐れがあります。

このために、契約変更に際しても変更の内容を書面により明らかにして、双方の了解の上、取り交わされなければなりません。

参 考

○建設業法第18条(建設工事の請負契約の原則)

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

○建設業法第19条(建設工事の請負契約の内容)

建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- 五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に

関する定め

- 七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
 - 八 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
 - 九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
 - 十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
 - 十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し の時期
 - 十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
 - 十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
 - 十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - 十五 契約に関する紛争の解決方法
 - 十六 その他国土交通省令で定める事項
- 2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

○建設業法第19条の5（著しく短い工期の禁止）

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

○「建設産業における生産システム合理化指針」（抜粋）（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号建設経済局長通達）

第4 適正な契約の締結

(1) 契約締結の在り方

建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守するものとする。

また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずるものとする。

ア 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

イ 契約の当事者は対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

2 下請代金の決定

(1) 下請代金の決定

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費、その他経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積を行うよう努めなければならない。（建設業法第20条第1項）

また、建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならない。（建設業法第20条第2項）

適正な請負価格を設定することにより、注文者の保護を図るとともに、ダンピングや下請いじめを防止する必要があります。

見積りにあたっては、切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような工事の種別ごと、本館、別館のような目的物の別ごと等の「工事の種別」ごとに、労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費等の「経費」等の内訳を明らかにして行わなければなりません。

また、注文者に提示する見積書は、経費等の内訳を明らかにして行った見積りを書面化したものでなければなりません。

(2) 見積期間

建設工事の注文者は、契約の方法が随意契約である場合には契約締結までに、入札による場合には入札までに、請負契約書に記載すべき事項とされている工事内容、工期等の事項について、出来る限り具体的な内容を提示し、その後に、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けなければならない。（建設業法第20条第3項）

※見積期間（建設業法施行令第6条第1項）

- | | |
|------------------------|-------|
| ・ 予定価格500万円未満 | 1日以上 |
| ・ 予定価格500万円以上5,000万円未満 | 10日以上 |
| ・ 予定価格5000万円以上 | 15日以上 |

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を建設業者に提示し、適正な見積期間を設け、見積り落とし等の問題が生じないように検討する機会を与えて請負契約の締結に関する判断を行わせなければなりません。

(3) 金額の決定方法

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用し、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

（建設業法第19条の3）

注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用し、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結した場合には、請負人、特に経済的基盤の弱い下請人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、それが請負人をして工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段、期間等の採用を強いることとなり、手抜き工事、不良工事等の原因となり、ひいては公衆災害、労働災害等を惹起する結果となります。

このため、請負価格の決定に当たっては、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする必要があるとあり、そのためには、契約当事者が対等な立場に立ち、見積及び協議を行う等の適正な手順により、契約締結を行わなければなりません。

参 考

○建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

○建設業法第20条（建設工事の見積り等）

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

- 2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならない。

- 3 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあっては契約を締結する以前に、入札の方法により競争に付す場合にあっては入札を行う以前に、第19条第1項第1号及び第3号から第16号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

○建設業法第20条の2（工期等に影響を及ぼす事業に関する情報の提供）

建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

○建設業法施行令第6条第1項（建設工事の見積期間）

法第20条第3項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は5日以内に限り短縮することができる。

- 一 工事一件の予定価格が五百万円に満たない工事については、一日以上
- 二 工事一件の予定価格が五百万円以上五千万円に満たない工事については、十日以上
- 三 工事一件の予定価格が五千万円以上の工事については、十五日以上

○「建設産業における生産システム合理化指針」（抜粋）（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号建設経済局長通達）

第4 適正な契約の締結

(1) 契約締結の在り方

建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守するものとする。

また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずるものとする。

ア （略）

イ 契約の当事者は対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

ウ 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものであること。

エ 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。

オ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、請負価格を減じないこと。

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（抜粋）（令和2年10月1日一部改訂）

第2 元請企業の役割と責任

(8) 法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する『通常必要と認められる原価』に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

加えて、建設業法第20条第1項において、建設業者は建設工事の請負契約を締結するに際し、経費の内訳を明らかにして建設工事の見積もりを行うよう努めなければならないこととされている。このため、元請負人は、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費

相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して下請負契約を締結しなければならない。

具体的には、元請負人は、社会保険の保険料が建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、上記「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることを踏まえ、下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）を提出するよう明示しなければならない。加えて、社会保険の加入に必要な法定福利費については、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要である。

下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので、これを厳に慎むこと。

3 検査・引渡し等

(1) 工事完成の通知を受けてから、検査を完了するまでの期間

下請負人から工事完成の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内にその完成を確認するための検査を完了しなければならない。（建設業法第24条の4第1項）

元請負人がいつまでも工事完成のための検査を行わず、完成した目的物の引き渡しを受けないと、下請負人は、下請代金の支払を受けることができないばかりではなく、その完成した工事目的物の保管責任を負わされ、不測の損害をこうむる恐れがあります。

このように下請負人が不利な立場に陥らないようにするためにも、元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に工事完成検査を完了しなければなりません。

なお、建設業者が備え付けるべき帳簿（建設業法第40条の3）には、「下請負人に請け負わせた建設工事の完成を確認するための検査を完了した年月日及び当該建設工事の目的物の引渡しを受けた年月日」（建設業法施行規則第26条第1項第4号ハ）を記載しなければなりません。

(2) 引渡しの申し出があってから、引渡しを受けるまでの期間

検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が引渡しを申し出たときは、当該建設工事の目的物の引渡しを直ちに受けなければならない。（建設業法第24条の4第2項）

下請人が不利な立場に陥らないように、工事完成後における保管責任、危険負担の帰属を速やかに下請負人から元請負人に移転する必要があります。

参 考

○建設業法第24条の4（検査及び引渡し）

元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。

- 元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければならない。ただし、下請契約において定められた

工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りでない。

4 下請代金の支払等

(1) 前金払

元請負人は、注文者から前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。（建設業法第24条の3第3項）

特に、公共事業においては、発注者（下請契約における注文者を除く。）からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で支払わなければなりません。

(2) 部分払・完成払

元請負人は、注文者から請負代金の支払を受けたときは、支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、1ヵ月以内に相応する下請代金を支払わなければならない。

（建設業法第24条の3第1項）

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が4千万円以上の法人は除く。）から引渡し申し出があった日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならない。（建設業法第24条の6第1項）

注文者から支払われた工事代金を下請代金の支払いに当てず他に転用したり、元請負人が一方的に支払期日を遅らせたりするような行為は、下請負人を不当に圧迫しているといわざるをえません。

また、特定建設業者については、注文者から支払を受けたか否かに関わらず、工事完成の確認後、下請負人から工事目的物の引渡し申し出があったときは、申し出の日から50日以内に下請代金を支払わなければなりません。

これに違反した特定建設業者に対しては、高率の遅延利息（年14.6%、建設業法施行規則第14条）の支払義務を課せられることになります。（建設業法第24条の6第4項）

参 考

○建設業法第24条の3（下請代金の支払）

元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

2 （略）

3 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

○建設業法第24条の6（特定建設業者の下請代金の支払期日等）

特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものを除く。以下この条において同じ。）における下請代金の支払期日は、第24条の4第2項の申出の日（同項ただし書の場合にあっては、その一定の日。以下この条において同じ。）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならない。

2 特定建設業者が注文者となった下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかったときは

第24条の4第2項の申出の日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同条第2項の申出の日から起算して50日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

3 (略)

4 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となった下請契約に係る下請代金を第1項の規定により定められた支払期日又は第2項の支払期日までに支払わなければならない。当該特定建設業者がその支払をしなかったときは、当該特定建設業者は、下請負人に対して、第24条の4第2項の申出の日から起算して50日を経過した日から当該下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

○「建設産業における生産システム合理化指針」（抜粋）（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号建設経済局長通達）

第4 適正な契約の締結

(2) 代金支払等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

ア～ウ (略)

エ 前払金の支払を受けたときは、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、適切な配慮をすること。特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。以下同じ。）からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。

(3) 現金比率

下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、労務費相当分については、現金払としなければならない。
（建設産業における生産システム合理化指針）

参 考

○建設業法第24条の3（下請代金の支払）

(略)

2 前項の場合において、元請負人は、同項に規定する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

3 (略)

○「建設産業における生産システム合理化指針」（抜粋）（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号建設経済局長通達）

第4 適正な契約の締結

(2) 代金支払等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

ア (略)

イ 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

(4) 手形期間

手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間としなければならない。

(建設産業における生産システム合理化指針)

また、特定建設業者は、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。(建設業法第24条の6第3項)

下請代金の支払とは、法律上は原則として現金による支払と解されます。

しかしながら、一般の商慣習においては手形による支払が多いため、一律に禁止することはありませんが、「割引を受けることが困難」なため、支払を受けたのと同等の効果を生じない手形の交付は禁止されています。

「割引を受けることが困難であると認められる手形」に該当するか否かは、その時の金融情勢、金融慣行、元請負人の信用度及び下請負人の信用度等の事情並びに手形の支払期間を総合的に勘案して判断することが必要になります。

これに違反して、一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形を交付した場合、その手形が支払期日までに割引くことができなければ、建設業法第24条の6第3項に違反することになります。

※ なお、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールである「建設業法令遵守ガイドライン」に下請代金の支払い手段について下記内容が明記されています。

①下請代金はできる限り現金払い

②手形等による場合は、割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分協議

③手形期間は120日を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努力

参 考

○「建設産業における生産システム合理化指針」(抜粋)(平成3年2月5日付け建設省経構発第2号建設経済局長通達)

第4 適正な契約の締結

(2) 代金支払等の適正化

ア～イ (略)

ウ 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。

○建設業法第24条の6(特定建設業者の下請代金の支払期日等)

1～2 (略)

3 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となった下請契約に係る下請代金の支払いにつき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。

5 資材代金の回収

建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせてはならない。（建設産業における生産システム合理化指針、建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準）

参 考

- 「建設産業における生産システム合理化指針」（抜粋）（平成3年2月5日付け建設省経構発 第2号 建設経済局長通達）

第4 適正な契約の締結

(2) 代金支払等の適正化

ア～エ （略）

オ 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。

- 「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」（抜粋）（昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達）

建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準

建設業の下請取引において、元請負人が行う次に掲げる行為は不公正な取引方法に該当するものとして、取り扱うものとする。

一～八 （略）

九 注文した建設工事に必要な資材を自己から購入させた場合に、正当な理由がないのに、当該資材を用いる建設工事に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該資材の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該資材の対価の全部若しくは一部を支払わせることによって、下請負人の利益を不当に害すること。

6 下請代金の支払いに関する紛争の未然防止

(1) 契約内容の書面化の徹底等

契約の内容（契約の内容を変更した場合も）を、必ず書面化する。

下請代金の支払いに関する紛争の多くは、書面での契約を交わしていないことが原因となっています。紛争になるケースでは、契約内容に関する当事者間の主張が食い違うことが多いため、契約を締結する場合や契約内容を変更する場合は、速やかに書面化する必要があります。

また、契約内容を変更する場合で、速やかな変更契約書の作成等が困難な場合は、当事者が合意した変更内容を書面化し、相互に交付し合うことが必要です。

これらの書面は、後日、紛争が生じた際、自らの債権・債務を主張する証拠となります。

なお、契約内容の書面化にあたっては、当該契約が事業主間の契約（請負契約）なのか、事業主と労働者間の契約（雇用契約）なのかについても注意する必要があります。

参 考

○労働者性の判断について

事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは避けるべきであり、請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法（昭和22年法律第141号）等の労働関係法令に抵触するおそれがあることに留意する必要があります。

労働者であるかどうかは、

- ・仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無
- ・業務遂行上の指揮監督の有無
- ・勤務時間の拘束性の有無
- ・本人の代替性の有無
- ・報酬の労務対償性

をはじめ関連する諸要素を勘案して総合的に判断する必要があります。

なお、具体的な判断にあたっては、下記のパンフレットを参考にしてください。

「みんなで進める一人親方の保険加入」（平成25年3月、国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/common/001002164.pdf>

(2) 元請負人の留意事項

再下請の状況を、適切に把握・管理する。

特に、特定建設業者は、法律上、重い役割を担っていることから、全ての下請負人が、建設業法の規定や関係する労働基準法等の規定等に違反しないよう指導に努める。

元請負人は、再下請に係る契約が適切に行われているか、再下請先に対する請負代金の支払いや作業員への賃金支払いが適切に行われているか、把握・管理することが重要です。

また、下請負人から資金繰りに関する相談があった場合等は、前金払や出来高払の早期化を行う等の配慮をすることが必要です。

特に、特定建設業者は、当該建設工事に参加している全ての下請負人が、建設業法の規定（建設業法第19条など）及び関係する労働基準法等の規定等に違反しないよう指導に努める必要があります（建設業法第24条の7）。

なお、特定建設業者には、当該建設工事に参加している下請負人が、賃金不払又は不行為等を起こした場合、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事が必要に応じて適切な措置を講ずるよう勧告できる規定（建設業法第41条第2項及び第3項）がありますので、下請契約の関係者の保護について特に配慮する必要があります。

このように、特定建設業者は、元請負人として、法律上、特に重い役割を担っていることから、請け負った工事に参加している下請負人の指導・管理を徹底する必要があります。

(3) 下請負人の留意事項

新規の取引の場合等は、慎重に判断する。

受注後も、契約の内容や条件に変更があった場合は、必ず書面化する。

下請代金の支払いに関する紛争は、「知り合いの企業からの紹介で初めて工事を請け負った。」「かなり以前に取引があったが、久しぶりに取引をした。」といったケースが多く、新たな取引先や、最近取引がない場合等は、特に慎重な判断が必要です。

また、工事を受注した後も、「当初示されていた工事内容と現場の状況が異なっていた。」「工事の内容や工期が変更になった。」「工事が一時中止になった。」といった場合は、費用負担に関して当事者間で食い違いが生じ、紛争に繋がりやすいため、変更の内容や条件等を明確に書面化し、後日、紛争が生じないようにする必要があります。

(4) 関係者への配慮

資材業者、建設機械または仮設機材の賃貸業者、警備業者及び運送業者等に対しても、前述の事項に準じた配慮をすること。

茨城県が発注する建設工事を受注される皆様へ

- 茨城県が発注する建設工事では社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止します。（茨城県建設工事請負契約約款の改正）
- 平成30年4月1日以降に当初契約を締結する建設工事から適用します。

（１）茨城県が発注する建設工事の受注者（元請業者）と社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入義務があるにもかかわらず、加入していない建設業者（社会保険等未加入建設業者）との一次下請契約を原則禁止します。

※ 一人親方の個人事業主など、もともと社会保険等に加入義務がない建設業者との一次下請契約は禁止しません。

（２）例外として、次のいずれかに該当する場合は、社会保険等未加入建設業者であっても一次下請契約を締結することができます。

- ① 当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工ができない場合や災害の応急・復旧工事などで特別な事情があると発注者が認めた場合
- ② 発注者が指定した期間内に当該社会保険等未加入建設業者が未加入であった社会保険等に参加した場合

（３）上記に違反した場合、受注者に対し、以下の措置を行います。

- ① 指名停止
- ② 工事成績の減点

詳しくは茨城県ホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/syakaihokennkanyusuisin/syahotaisaku.html>）でご確認いただくか、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先：茨城県土木部監理課
電話029-301-4334

第5 適正な施工体制の確保について

1 適正な施工体制の確保に向けた取り組み

- ・ 建設業は総合組立産業であることから、目的物に応じて多様な専門技術が必要となるとともに、受注生産であることもあって工事量の変動が大きく、この結果、様々な専門工事業者が参加する重層的な下請構造となることが避けられず、こうした構造が、施工体制における責任分担の不明確化やペーパーカンパニー等の不良不適格業者の参入をもたらす要因となっていると考えられます。
- ・ こうした不良不適格業者の放置は、適正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、コスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の発展を阻害するものです。
- ・ このため、本県においても、下記により、技術力・施工力を全く有しないペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、必要とされる技術者の配置を行わない企業等不良不適格業者の市場からの排除の徹底に取り組んでまいります。
- ・ また、平成13年4月1日から公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、一括下請の全面禁止、現場施工体制の発注者における点検及び施工体制台帳、施工体系図の写しの発注者への提出の義務づけ、二次以下の下請契約については平成13年10月1日から請負代金の額を明示した請負契約書の添付が必要になるなど、施工体制台帳の拡充が図られております。

なお、施工体制台帳及び施工体系図の作成等の提出については全ての公共工事に適用となります（但し、下請契約の無い場合や下請契約が建設工事に該当しない場合は除きます）。

記

主な不良不適格業者排除の取組み

- 建設業許可時における常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、営業所の専任技術者の常勤性確認
- 経営事項審査時における技術者の常勤性確認
- 暴力団排除の徹底
- 入札・契約手続きにおける主任（監理）技術者等の常勤性確認及び現場専任の確認の徹底
- 現場代理人の現場常駐状況の確認の徹底
- 施工体制台帳の提出及び現場施工体制の立入点検
- 公共工事におけるCORINS登録確認の徹底
- 談合その他不正行為の排除の徹底（公正取引委員会への通報等）
- 公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約における請負代金の額を明示した請負契約書の添付

以上、建設業法等に違反していることが明らかな場合には、当該建設業者に対し監督処分等を行うなど、厳正な措置を行ってまいります。

2 現場に配置する技術者について

(1) 主任技術者や監理技術者等の配置

建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合は、請負代金の大小に関係なく、工事施工の技術上の管理をつかさどる者として、工事現場に必ず主任技術者を配置しなければなりません。(許可を有しない業種区分において、軽微な建設工事として請負う場合も含む。)

また、発注者から直接工事を請け負い、4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上を下請契約する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を配置しなければなりません。さらにこの場合、受注した工事の業種について特定建設業の許可が必要です。

なお、監理技術者を専任で配置することが必要になる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を配置する場合(監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合)には、監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

(2) 主任技術者や監理技術者の工事現場における専任

① 専任が必要な工事

主任技術者及び監理技術者(以下「監理技術者等」という)は、「公共性のある工作物に関する重要な工事」については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任のものでなければなりません。(下請業者が配置する主任技術者の場合であっても、この専任に係る要件は適用されます。)

「公共性のある工作物に関する重要な工事」とは、次の建設工事で工事一件の請負代金の額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上のものをいいます。

ア 国又は地方公共団体等が発注する工事

イ 鉄道、道路、ダム、河川、上下水道、電気事業用施設等公共性のある施設又は工作物の工事

ウ 学校、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事をいい、個人住宅を除き、ほとんどの工事がその対象となっています。

② 専任期間の考え方

専任とは、他の工事現場にかかる職務等を兼任せず、常時継続的に当該工事現場にかかる職務にのみ従事していることをいい、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること。)を必要とするものではありません。

なお、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となります。(ただし、契約工期中でも条件によって専任を要しない期間もあります。)

③ 建設業許可における常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、営業所の専任技術者の関係

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)は、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに、毎日所定の時間中、その職務に従事する必要があるとされています。また、営業所の専任技術者についても、一定の条件のもと、特例的に専任を要しない監理技術者等になることができる場合があるのみとなっています(Q&Aの(4)の7参照)。よって、これらの者が、専任の監理技術者等として工事現場に配置されることは建設業法違反となります。

(3) 監理技術者等に求められる雇用関係

① 直接的雇用関係

直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在する

ことをいい、資格者証、健康保険被保険者証または市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要です。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえません。

② 恒常的雇用関係

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に配置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が充分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことが出来る必要があります。

このため、県発注工事においては、発注者から直接請負う建設業者が専任で配置しなければならない監理技術者等（工事1件の請負代金が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事については、競争参加資格確認申請のあった日（指名競争入札においては入札執行日、随意契約においては見積書の提出のあった日）において、所属建設業者との間に引き続き3ヶ月以上の雇用関係にあるかどうかを確認しています。

（4）監理技術者資格者証及び監理技術者講習

専任の監理技術者又は特例監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握しておく必要があることから、工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日においても、有効期限（講習を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年）を経過することのないように、監理技術者講習を受講していなければなりません。さらに、公共工事のほか、監理技術者の専任を要する民間工事についても監理技術者講習の受講が必要です。

監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が実施し、各登録機関から講習の修了者に対し交付される修了履歴は、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習終了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することが望まれます。

県においては、**監理技術者資格者証及び監理技術者講習履歴の提示を求めています。**

（5）下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事

専門工事のうち、施工技術が画一的である等として政令で定めるもの（下請代金の合計額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事）については、元請負人の主任技術者が、下請負人が配置すべき主任技術者の職務を行う場合においては、その建設工事につき、下請負人は主任技術者を置くことを要しません。

この場合、当該元請負人が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し、1年以上指導監督的な実務経験を有し、当該工事の現場に専任で配置する必要があります。また、下請負人は主任技術者を置かない場合、建設工事を他人に請け負わせてはなりません。

<参考>

○監理技術者証の申請についての問合せ先

（一財）建設業技術者センター茨城県支部 水戸市大町3-1-22 電話 029-224-6844

○国土交通大臣の登録を受け監理技術者講習を実施している機関

機関の名称	事務所の所在地	電話番号
（一財）全国建設研修センター	東京都小平市喜平町2-1-2	042-300-1741
（一財）建設業振興基金	東京都港区虎ノ門4-2-12	03-5473-1586
（一社）全国土木施工管理技士会	東京都千代田区五番町6-2	03-3262-7423
（株）総合資格	東京都新宿区西新宿1-26-2	03-3340-3081
（株）日建学院	東京都豊島区池袋2-38-2	03-3988-1175
（公社）日本建築士連合会	東京都港区芝5-26-20	03-3456-2061

※ 講習の実施日時、会場及び受講申込方法等はそれぞれの登録講習実施機関にお問い合わせください。登録機関の最新情報は国土交通省のホームページで確認できます。

3 一括下請負の禁止について

(1) 一括下請負の禁止

- ・ 建設工事の発注者が、受注者となる建設業者を選定するにあたっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者を評価するものであり、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際し当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。
- ・ 一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害する恐れがあります。
- ・ このため、建設業法第22条は、いかなる方法をもってするかを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせること（同条第1項）、及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと（同条第2項）を禁止しています。
また、民間工事については、共同住宅を新築する建設工事を除き、事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となりますが（同条第3項）、**公共工事については建設業法第22条第3項は適用されず、全面的に禁止されています。**

＊「いかなる方法をもってするかを問わず」とは、契約を分割したり、あるいは他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止することです。

＊一括下請負により、仮に発注者が期待していたものと同程度、又はそれ以上の良質な建設生産物ができたとしても、発注者の信頼を裏切ることには変わりないため、建設業法第22条違反となります。なお、同条第2項の禁止の対象となるのは、「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となります。

(2) 一括下請負とは

- ・ 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当します。

① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合。

＊「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、

→ 本体工事のすべてを一業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や

→ 本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合など

(具体的事例)

ア 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

イ 戸建住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての建設工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合。

(具体的事例)

- ア 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の建設工事を1社に下請負させる場合
- イ 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうちの500メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その建設工事を1社に下請負させる場合

- ・ 「**実質的に関与**」とは、元請負人自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的には以下のとおりです。

- ① 発注者から直接工事を請け負った建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を全て行うことが必要です。
 - (i) 施工計画の作成：請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成、下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書等の修正
 - (ii) 工程管理：請け負った建設工事全体の進捗確認、下請負人間の工程調整
 - (iii) 品質管理：請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
 - (iv) 安全管理：安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
 - (v) 技術的指導：請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総括的技術指導
 - (vi) その他：発注者等との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った建設工事全体のコスト管理、近隣住民への説明
- ② ①以外の建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を主として行うことが必要です。
 - (i) 施工計画の作成：請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成、下請負人が作成した施工要領書等の確認、元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
 - (ii) 工程管理：請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
 - (iii) 品質管理：請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則）、元請負人への施工報告
 - (iv) 安全管理：協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
 - (v) 技術的指導：請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守、現場作業に係る実地の技術指導
 - (vi) その他：自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議、下請負人からの協議事項への判断・対応、元請負人等の判断を踏まえた現場調整、請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理、施工確保のための下請負人調整。
ただし、請け負った建設工事と同一の種類の建設工事について単一の業者と下請契約を締結するものについては、以下に掲げる事項を全て行うことが必要です。
 - 請け負った範囲の建設工事に関する、現場作業に係る実地の技術指導
 - 自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議
 - 下請負人からの協議事項への判断・対応

なお、建設業者は、建設業法第26条第1項及び第2項に基づき、工事現場における建設工事の施行上の管理をつかさどるもの（監理技術者又は主任技術者。以下単に「技術者」という。）を置かなければなりません。単に現場に技術者を置いているだけでは上記の事項を行ったことにはならず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないこととなりますので注意してください。

- ・一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事一件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

(3) 一括下請負に対する発注者の承諾

民間工事（共同住宅を新築する建設工事を除く。）の場合、元請負人があらかじめ発注者から一括下請負に付することについて書面による承諾を得ている場合は、一括下請負の禁止の例外とされていますが、次のことに注意してください。

- ① 建設工事の最初の注文者である発注者の承諾が必要です。発注者の承諾は、一括下請負に付する以前に書面により受けなければなりません。
- ② 発注者の承諾を受けなければならない者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせようとする元請負人です。

したがって、下請負人が請け負った建設工事を一括して再下請負に付そうとする場合にも、発注者の書面による承諾を受けなければなりません。当該下請負人に建設工事を注文した元請負人の承諾ではないことに注意してください。

また、事前に発注者から承諾を得て一括下請負に付した場合でも、元請負人は、請け負った建設工事について建設業法に規定する責任を果たすことが求められ、当該建設工事の工事現場に同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置することが必要です。

(4) 一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分等

一括下請負の禁止に違反し、他人に請け負わせた者及び一括して他人から請け負った者 に対しては、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から、原則として営業停止処分により厳正な措置を行うことになります。

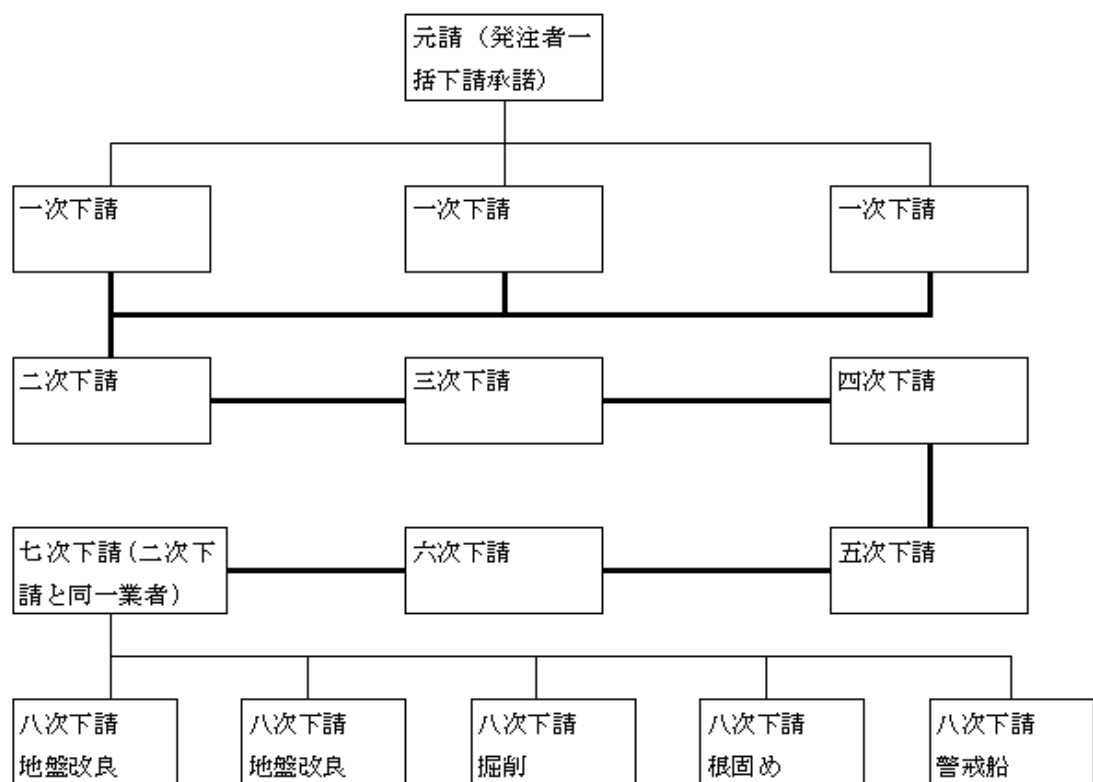
監督処分については、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から原則として営業停止の処分が行われることになります。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該建設工事に係る金額を含むことは認められません。

4 「一括下請負」の認定事例

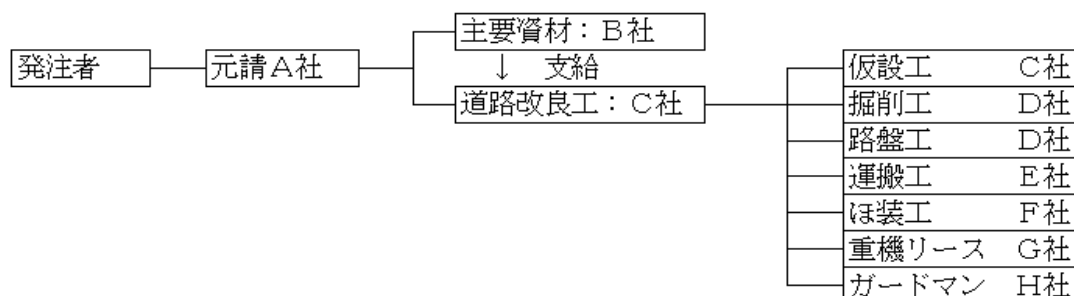
<ケース1>

平成12年度に地方公共団体が発注した河川護岸工事において、元請から下位の下請けまでそれぞれ連鎖的に一括下請負が行われていた（元請は発注者の書面による承諾を得ていた）。特に、二次下請が再下請として出した工事が、連鎖的に一括下請負が行われ、再度同者に七次下請として戻り施工されるといった、特異なケースであった。また、元請業者は、一次下請の技術者を直接的かつ恒常的な雇用関係がないにもかかわらず監理技術者として配置していた。国土交通省は、大臣許可業者2社に対し、営業停止処分を行った（知事許可業者7社に対しては、都から営業停止処分を行った）。



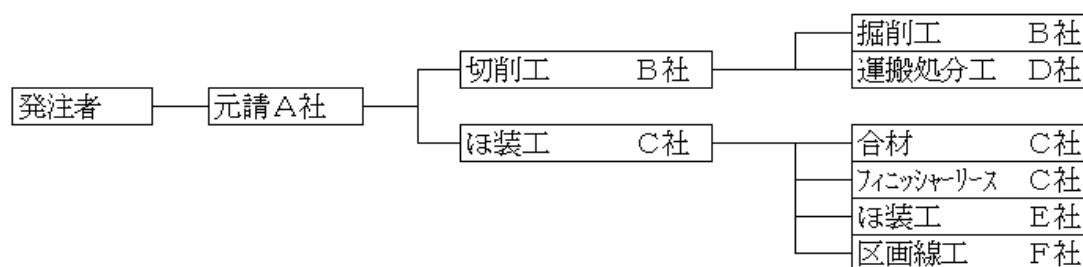
＜ケース２＞ 道路改良工事における事例

元請業者A社が下請業者C社に建設機械（仮設機材）のリース・残土等運搬・ガードマン等の経費を含め施工を一括発注し、元請業者A社は主要資材の支給は行っているものの、実質的な施工管理（工程管理・安全管理・出来形管理・環境管理・品質管理・下請業者の選定・下請負人間の施工調整等）を行っていなかった（下請業者が行っていた）



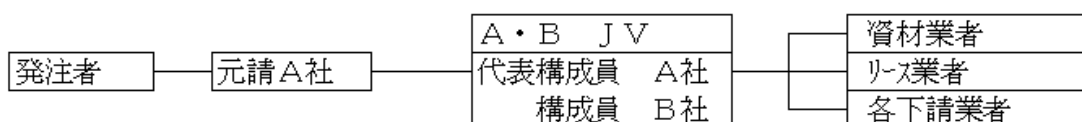
＜ケース３＞ 路面再生（切削オーバーレイ）工事における事例

元請業者A社が下請業者B社及びC社にそれぞれに切削工事と舗装工事を分離発注し、元請業者A社が実質的な施工管理（工程管理・安全管理・出来形管理・環境管理・品質管理・下請業者の選定・下請負人間の施工調整等）を行っていなかった（下請業者が行っていた）



＜ケース４＞ ペーパー J V 結成の事例

元請業者A社が単体で受注した建設工事を他の建設業者B社と共同企業体（A・B J V）を結成し、（工事施工協力協定を締結し、）共同で施工した。



※建設業法第22条においては、「その請け負った工事を如何なる方法をもってするとを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。」と規定されている。ここにいう「他人」とは、請負人以外の全ての者をさすことと解釈されており、当該JVは請負人には当たらず、よって「一括下請負」に該当する。

5 指名停止及び監督処分の実施状況

年 度	指 名 停 止										監 督 処 分							
	贈 賄		独禁法違反		工事事務		その他(注1)		計		贈 賄		独禁法違反		その他(注2)		計	
	件数	業者数	件数	業者数	件数	業者数	件数	業者数	件数	業者数	件数	業者数	件数	業者数	件数	業者数	件数	業者数
29			2	5	5	8	7	9	14	22					4	4	4	4
30	1	1	3	19	3	5	6	7	13	32					4	4	4	4
R1			3	14	7	14	11	12	21	40					2	2	2	2
R2	1	1			3	4	9	9	13	14					8	8	8	8
R3	1	1			8	12	12	14	21	27					8	8	8	8

1 指名停止とは _____ 公共工事発注者が一定期間、不正又は不誠実な行為のあった有資格業者を指名しないこととする内部規制措置。
行政不服審査法の対象となる行政処分ではない。

2 監督処分とは _____ 建設業法に基づき、指示・営業の停止・許可の取消しをすることにより、不適正な者の是正、又は不適格者の排除を行う行政処分。

- (注1) 指名停止 _____ の対象
- 建設業法違反
 - 契約違反（契約不履行）
 - 水質汚濁法違反
 - 業務上過失致死
 - 労働安全衛生法違反
 - 政治資金規正法違反
 - 暴力団と緊密な関係、経営関与 _____ 等
- (注2) 監督処分 _____ の対象
- 主任（監理）技術者の専任義務違反
 - 政令で定める金額以上の下請契約
 - 請負契約に関する不誠実な行為
 - 労働安全衛生法違反
 - 不正な手段による建設業許可の取得
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反
 - 都市計画法違反 _____ 等

工事事務について

○安全管理の徹底

工事事務については、現場における安全管理の徹底により、未然防止を図ることが第一です。

○工事事務に対する指名停止措置

県発注工事については県の調査に基づき、それ以外の工事については労働基準監督署等の判断に基づき、安全管理が適切になされていたかどうかにより指名停止措置とすることが判断されます。

※安全管理が適切に行われていれば、工事事務が起きても指名停止措置の対象とはなりません（県発注工事において死亡事故等により指名停止を行うのは、調査の結果安全管理に不適切が認められた場合です）。

○発注者等への適切な報告等

以上のことを踏まえ、工事事務が起きたときは、発注者及び労働基準監督署等への所定の手続きを適切に行うようにしてください。

6 「建設業法」「適正化法」に関する主なQ&A（工事現場の施工体制関係）

（１）施工体制台帳への記載編

Q 1 施工体制台帳や施工体系図に記載すべき業者について基準はあるか。
また、産業廃棄物処理業者（収集、運搬、処分）は記載するのか。

A 1 施工体制台帳、施工体系図には、建設工事の全部又は一部を完成する目的で請負契約を締結した建設業者等を記載することとされている。また、建設工事とは建設業法第2条第1項で規定されている29種類の工事を指している。

産業廃棄物の収集・運搬・処分のみを廃掃法に基づくこれらの許可を受けた業者に委託する場合については、建設工事に該当しないため、施工体制台帳への記載義務は生じない。

Q 2 交通整理員やガードマンの請負については、施工体制台帳に記載する必要があるのか。

A 2 警備会社との契約については、建設工事の下請契約に該当しないため、建設業法上は施工体制台帳への記載、主任技術者の配置義務などはない。

Q 3 ダンプ運搬では、1人親方のダンプ運転手が多く、元請で管理できる実態にはないが、施工体制台帳に記載する必要があるのか。

A 3 1人親方のダンプ運転手の場合でも、通常は建設会社等に車持ちで勤務し、会社との間に実質的な使用従属関係にある労働者とするのが一般的なケースである。

このような場合、建設工事の下請契約には該当せず、施工体制台帳への記載は不要である。

Q 4 施工体制台帳の記載で、材料費の比率が高いため、材料納入業者名を記載させられた例があるが、記載すべきか。

A 4 資材の購入については、仕事の完成を内容とする建設工事の下請契約に該当しないため、施工体制台帳への記載は不要である。

（２）施工体制台帳の作成方法等編

Q 1 施工体制台帳に添付する下請契約書は、注文書／注文請書でよいのか。

A 1 建設業法第19条（建設工事の請負契約の内容）に示す事項のうち、個別の事項については注文書／注文請書で契約を締結し、それ以外の一般的事項については基本契約書（又は基本契約約款）による場合は、注文書／注文請書（又は基本契約約款）を提出すれば良いこととされている。（「注文書及び請書による契約の締結について」H12.6.29 建設経済局建設業課長通知）

Q 2 平成13年10月以降の契約工事から二次下請以降の契約額も明示した下請契約書を施工体制台帳に添付することとされたが、工種毎の内訳金額まで必要か。

A 2 建設業法施行規則第14条の2第2項第1号が改正され、平成13年10月1日以降に契約を締結した公共工事については、施工体制台帳に添付する下請契約書の請負代金の額に関して、二次下請以下も明示することが義務付けられたところである。

契約書については、建設業法第19条第1項において記載すべき内容として、「工事内容」、「請負代金の額」、「工事着手の時期及び工事完成の時期」等が定められている。このうち「請負代金の額」については、請負代金の総額を記載すれば、内訳まで記載する義務はない。

なお、「工事内容」については、工種、種別、数量等を具体的に記載する必要がある。

Q 3 工事現場に現場事務所を設置しない場合、施工体系図、建設業法許可を示す標識等はどこに掲示すればよいのか。

A 3 公共工事の施工体系図については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」第15条第1項により、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることとされている。

現場事務所を設置しない場合は、主任（監理）技術者等が常駐する事務所等に設置すれば良いと考えられる。また、公衆の見やすい場所としては、道路に面する場所等が考えられる。

Q 4 工事現場に掲示する標識については、下請も掲示する必要があるか。

A 4 標識の掲示については、建設業法第40条によりその掲示が義務づけられており、元請・下請は問わなかったが、令和2年10月1日の建設業法の改正により、許可証の掲示義務は元請のみとなり、下請が掲示する必要はなくなった。そのかわり下請については、施工体系図に許可番号を記載することが必要となっている。

Q 5 複数の工事であっても同一の主任（監理）技術者等が管理を行うことが合理的である場合には、複数の工事を同一の主任（監理）技術者等でよいとされるケースもあるが、この場合、施工体制台帳等も同一となるのか。

A 5 主任（監理）技術者等が兼任の場合でも、施工体制台帳・施工体系図は別々に作成することになる。

Q 6 主任技術者としての資格を証明する場合で、建設業法第7条第2号ロの「建設工事に10年以上の実務経験」に該当するときは、どのような書面が必要か。

A 6 建設工事に関する10年以上の実務経験を証明する書面としては、建設業法施行規則第3条第2項第2号に示す書式（様式第9号実務経験証明書）等を参考に、実務経験を証明する使用者の証明書が必要となる。

（3）下請契約

Q 1 クレーン等の重機オペレータを機械と一緒にリース会社から借り上げた場合
①派遣契約 ②委託契約 ③請負契約の3案が考えられるが、建設業法第24条における「委託その他いかなる名義をもってするを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する」とされており請負契約とみなされるのか。

A 1 機械と一緒にリース会社からオペレータを建設業務に就かせることは、労働者派遣事業法第4条第1項に抵触するので、リース契約ではなく建設工事の請負契約とすることが必要となる。その場合、土木工事では請負金額が500万円以上となれば、リース会社は建設業の許可が必要であるし、建設業の許可を受けていれば、請負金額に関わらず主任技術者を配置することが求められる。

Q 2 下請業者で応援的に2～5人などと借り上げることがあるが、建設工事の請負契約（再下請契約）になるのか。

その場合、ほんの数日間という一時的なものにも関わらず、施工体制台帳・施工体系図を整備し、主任技術者を選任（専任でなくとも）しなければならないのか。

A 2 応援労働者の調達に当たっては、労働者派遣事業法に抵触しない契約形態を選択する必要がある。結果として建設業者と請負契約を締結した場合は、当然主任技術者を選任させる必要がある。

Q 3 甲型JVが元請として受注した建設工事について、その一部を共同企業体の構成員に下請発注することは認められるのか。

A 3 例えば、構成員数3社の甲型JV（出資比率A：B：C＝40：30：30）が元請として受注した建設工事について、その工事のうちの50％を構成員Cに下請発注すると仮定する。

この場合、Aが本件工事に関与する割合は、出資比率 $40 \times 1/2 = 20$ となり、Bが本件工事に関与する割合は、出資比率 $30 \times 1/2 = 15$ となる。一方、Cが本件工事に関与する割合は、出資比率 $30 \times 1/2 = 15$ だけでなく、下請として施工する $100 \times 1/2 = 50$ が加わり、合計として65の割合で関与することとなる。

この結果、ABCが本件工事に関与する割合は、A：B：C＝20：15：65となり、出資比率と比べて実質的にCの関与する割合が大きくなってしまいうことになるので、出資比率に応じた責任を分担し工事を施工するという共同

企業体の趣旨に反する。従って、このような下請発注は原則として認められない。

Q 4 特定建設業の許可を有している会社と一般建設業の許可を有している会社とで共同企業体を結成する場合、工事金額 4,000 万円（建築一式工事については 6,000 万円）以上の下請発注をすることができるか。

A 4 建設業法第 16 条では、「発注者から直接請け負った建設工事について、その工事の全部又は一部を 4,000 万円（建築一式工事については 6,000 万円）以上となる下請契約を締結して施工しようとする者は、特定建設業法の許可を受けなければならない」旨が規定されている。

本条の適用について、共同企業体に関しては、昭和 53 年 3 月 20 日建設省計振発第 11 号で、甲型 J V においてはできる限り代表者を含む 1 社が、乙型 J V においては当該構成員が、特定建設業の許可を有していることとされている。

また、甲型 J V については、質問にあるような下請発注は建設業法上は認められているものの、本通知が発出された昭和 53 年当時と現在とでは経済状況が大きく異なっており、サブとなる構成員企業だけでなく代表者となる企業についても倒産等で脱退する事例も多くなってきていることを踏まえ、施工能力の確保という観点から、各構成員が特定建設業の許可を有していることが望ましい。

Q 5 土木工事において、一次下請が建設業の許可を受けていない二次下請と労務のみ（400 万円相当）の契約をし、材料（200 万円相当）を一次下請から二次下請に支給して施工させることは問題ないか。

A 5 建設業法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の 2 第 1 項のとおり、土木工事の場合、建設業の許可を受けていない者でも、請負代金の額が 500 万円未満の軽微な建設工事を請け負うことができる。

ただし、建設業法施行令第 1 条の 2 第 3 項のとおり、材料を注文主から提供する場合、その市場価格を請負代金の額に加えたものを請負代金の額とすることとされている。従って、この様な契約をすると、建設業法と抵触することとなり、その契約をした一次下請業者は処分を受ける恐れが生じる。

（４）技術者の配置等

Q 1 監理技術者が途中交代することは可能か。どのような場合に認められるのか。

A 1 「監理技術者制度運用マニュアル」によれば、「建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。」とされ、例として

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

があげられている。

なお、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるときともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

Q 2 主任（監理）技術者等については、当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるとされているが、何故か。

- A 2
1. 建設工事の発注者は、過去の施工実績、施工能力等を評価し信頼した上で、受注者を選定している。受注者はこの信頼を裏切ることのないよう、持っている技術力を十分に発揮する必要がある。
 2. 建設業者の持つ技術力が十分に発揮されるためには、
 - (イ) 技術者と企業の責任関係が明確であること
 - (ロ) 技術者が企業の持つ技術力を熟知し、十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること
 - (ハ) 企業が、技術者の持つ技術力を熟知し、技術者を適切に工事現場に設置できることが必要であり、このためには、技術者と企業との雇用関係が直接的かつ恒常的である必要があると考えられる。

Q 3 出向者は、企業との直接的かつ恒常的な雇用関係を有するとはいえないのか。

- A 3
1. 技術者と企業との雇用関係が恒常的であるためには、労働者である技術者と企業との責任関係が明確であることが必要である。また、企業と労働者の責任関係が明確であるためには、就業規則において、就労条件（労働時間、休日、安全衛生等）、身分の得喪関係（退職、解雇、退職金等）、賃金、福利厚生等についての取り決めが定められていることが必要である。
 2. これに対し、一般的な出向では、労働者が出向元事業主との労働契約を維持（一部停止）しつつ、出向先事業主との限定的な労働契約関係に入るといった形態がとられている（いわゆる在籍出向）。
 3. すなわち、出向者には、身分の得喪関係、賃金、福利厚生等の就業規則については、出向元における適用を受けることが多いため、出向先では、出向者との責任を明確にするための就業規則を確保できていない。
したがって、出向者は、企業と直接的雇用関係にある者とはいえない。

※ 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者については、一定の要件を満たすことにより直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱う。なお、一定の要件については、国土交通省土地・建設産業局建設業課長による確認を受けなければならない。
(平成28年5月31日付け国土交通省通知)。

Q 4 主任（監理）技術者等が適格であるかどうかの判断の要件は何か。

A 4 主任（監理）技術者等の適格性を判断する要件としては、次のとおりである。

- （イ） 監理技術者及び特例監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴を有していること
 - （ロ） 資格又は実務経験が適正であること
 - （ハ） 当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
 - （ニ） 専任義務のある工事の場合、他工事の技術者、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、営業所の専任技術者となっていないこと（ただし、特例監理技術者は2件の工事現場で監理技術者を兼務することができる。）
- また、発注者が工事の発注にあたり、主任（監理）技術者等に対して一定規模以上の工事経験を有すること等を入札、契約の条件とする場合もある。

Q 5 元請が事業協同組合の場合、専任の主任（監理）技術者等は、組合員からの出向者でも良いか。

A 5 事業共同組合は、中小企業等協同組合法第3条に基づくもので、同法第4条により法人とみなされており、組合が建設業を営む場合には建設業の許可の対象となり得るものである。

事業協同組合が、工事を元請として請け負った場合、主任（監理）技術者等は事業協同組合と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要であり、組合員からの出向者は当該工事の主任（監理）技術者等にはなり得ない。

また、工事の一部を組合員に下請として施工させる場合には、組合員との間で下請契約を締結する必要がある。元請の事業協同組合としては主任（監理）技術者等を現場に専任で配置し、工事全般に実質的に関与することが必要である。

※ 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者に係る主任技術者又は監理技術者については、一定の要件を満たすことにより直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱う。なお、一定の要件については、国土交通省土地・建設産業局建設業課長による確認を受けなければならない。
（平成28年3月24日付け国土交通省通知）。

Q 6 請負額が500万円未満の場合、主任技術者の設置は不要か。

A 6 建設業法第26条第1項によると、建設業者は請負った建設工事を施工するときは、主任技術者を置かねばならないこととされている。

また、同法第2条第3項では、「建設業者」を同法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者と定義している。

したがって、建設業の許可を受けた請負者が建設工事を請負って施工する場合は、請負額に係わらず、元請又は下請の如何に係わらず主任技術者を配置しなければならない。

なお、建設業の許可を1業種も受けずに建設業を営む者が、軽微な建設工事を請負って施工する場合は、主任技術者の配置義務は生じない。

Q 7 工事現場の専任の主任（監理）技術者等と営業所の専任技術者は兼任することができないのか。

A 7 建設業法第7条第1項第2号及び同法第15条第1項第2号では、一般建設業又は特定建設業の許可を受けようとする者は、許可の基準の一つとして、その営業所ごとに専任の技術者を置くこととしている。

「営業所の専任技術者」は、その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者とされ、したがって、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければならないこととされている。

従って、工事現場に置く専任の主任（監理）技術者等と営業所の専任技術者は兼任することができない。

なお、専任が要求されない工事現場の主任技術者と営業所の専任技術者については、当該工事現場と営業所の距離等を考慮して、営業所における取引に関する業務と工事現場における工事の施工管理業務がそれぞれ実質的に行うことができる判断される範囲内であれば、兼任することもできると解されている。

※ 平成15年4月21日付け国土交通省から次のとおり取り扱う旨通知があった。

当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者又は監理技術者（法第26条第3項に規定する専任を要する者を除く）となった場合についても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取り扱う。

Q 8 それでは、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）となっている者が、工事現場の専任の主任（監理）技術者になることについてはどうか。

A 8 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）は、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに、毎日所定の時間中、その職務に従事している必要があるとされている。つまり、工事現場に主任（監理）技術者等として専任配置されてしまうと、毎日所定の時間中、本社、本店等において常勤役員等（経營業務の管理責任者等）としての職務に従事できないことになるので認められない。

Q 9 特定JVについては、JV構成会社全てが適格な主任技術者を、全工事期間中専任で配置しなければならないのか。

A 9 「監理技術者制度運用マニュアル」によれば、「建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事

現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、下請契約の額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員1社以上が監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。

なお、共同企業体が公共工事を施工する場合には、原則として特定建設業者たる代表者が、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、国家資格を有する者を請負金額にかかわらず専任で設置すべきである」としている。

特定JVの目的からして、当該特定JVが施工しようとする工事にふさわしい技術者を各構成員が適正に配置して共同施工の体制を確保することが不可欠である。

Q10 専任が不要な期間として、監理技術者制度運用マニュアルでは、「・・・次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。」とあるが、明確となっているとはどのようなことなのか。

A10 技術者の専任が不要な期間の手続きとしては、工事の一時中止命令、工事完成検査後の完成を認めた通知書等があれば、一時中止期間、工事完成後は契約期間であっても専任は不要となる。

なお、同マニュアルでは、次に掲げる期間については、工事現場への専任は要しないこととされている。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一次中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

Q11 同一場所で密接に関連する発注者が異なる工事で監理技術者が兼任できるか。

- A11 1. 「監理技術者制度運用マニュアル」において、「同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。」とされている。
2. 例えば、共同溝工事で同一の仮設物を使用して占有物件を移設することが、工事を安全かつ工程を短縮して施工する上で有利であることから、占有物

件の所有者が直轄の業者に随意契約し工事を実施する場合がある。その場合は、発注者が異なっても同一の監理技術者が工事を行うことが合理的であることから、マニュアルの解釈の範囲とされている。

Q12 技術者の専任制を判断する際の金額は、消費税込みで判断するのか。

A12 技術者の専任制（土木工事では契約額3,500万円以上）、監理技術者の設置の必要性（土木工事では下請契約の合計額4,000万円以上）を判断する際の金額は、消費税込みで判断する。

Q13 土木工事で、一次下請から二次下請に4,000万円以上の下請をする場合、一次下請も主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならないか。

A13 建設業法第26条第2項及び同施行令第2条に示すとおり、発注者から直接請負った特定建設業者で、一次下請契約額の合計が一定金額以上（土木工事4,000万円以上）となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない、とされている。

従って、監理技術者の配置が必要となるのは元請だけであり、一次下請の場合は、4,000万円以上の下請契約を行っても主任技術者を配置すれば良い。

（5）請負契約

Q1 建設業法における「元請負人」とは元請業者を指し、「下請負人」とは1次下請業者のことを指すのか。

A1 元請負人と下請負人については、建設業法第2条第5項において次のように定義されている。

「発注者」＝建設工事（他の者から請け負ったものを除く）の注文者

「元請負人」＝下請契約における注文者で建設業者であるもの

「下請負人」＝下請契約における請負人

建設業法上の元下関係を図解すると

通称	発注者	→	元請業者	→	一次下請	→	二次下請	→	三次下請
建設業法上	発注者	→	元請業者	→	下請業者				
					元請業者	→	下請業者		
							元請業者	→	下請業者

Q2 相指名業者が下請業者となることや、相指名業者から、合材を購入することは問題があるか。

A2 建設業法としては、特に制限する条文等はない。

ただし、談合等不正行為の排除の観点から、発注者の判断として、個別相指名業者の下請参入等について、何らかの取扱いを行っている場合があるので個々の発注者と相談すること。

(6) 一括下請負

Q 1 : 施主から500万円未満で地盤改良工事を請け負ったが、都合により自ら施工することができなくなったため、利益はもちろん経費も一切差し引かずに、A社に500万円でこの工事の全部を下請負させた。この場合でも一括下請負に該当することになるのか。

A 1 : 建設業法が一括下請負を禁止しているのは、発注者は契約の相手方である建設業者の施工能力等を信頼して契約を締結するものであり、当該契約に係る建設工事を実質的に下請負人に施工させることはこの信頼関係を損なうことになることから、発注者保護という観点からこれを禁止しているのであって、中間搾取の有無は一括下請負であるか否かの判断においては考慮されない。

従って、本件のように請け負った建設工事をそっくりそのまま下請負させれば、元請負人が一切利潤を得ていなくても一括下請負に該当する。

Q 2 : 小学校の増築工事を請け負い、当該工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を1社に下請負させた。一応現場には当社の技術者を置いているが、この場合でも一括下請負になるのか。

A 2 : 請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導を行い、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与をしていれば、一括下請負には該当しない。

しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的に関与」しているとはいえない。「実質的に関与」しているとの判断がされるためには、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導、監督等を実際に行っていることが必要である。

Q 3 : A市の公民館の新築工事を落札・契約し、当該工事のうち基礎工事と躯体工事について下請契約をB社と締結した。3月後、この公民館の外構工事の入札が実施され、これを落札・契約したが、当該外構工事については公民館の本体工事と場所も同一で、工期も一部重なっていることから、本体工事と一体として施工することとし、当該外構工事についてB社と追加変更契約を締結したところ、発注者であるA市から外構工事について一括下請負に該当すると指摘されたが、本当か。

A 3 : 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行うものであり、建設工事1件の範囲は原則として請負契約単位で判断することになっている。

本件の場合、外構工事が本体工事とは別に入札・発注されていることから、たとえ外構工事が本体工事と施工場所も同一で工期も一部重なっていたとしても、本体工事と外構工事を取りまとめて1件の建設工事として扱うことはできない。従って、この外構工事全部をB社に下請負させるとすれば、一括下請負に該当することとなる。

Q 4 : 道路改修工事に関して、その工事の全部をA社1社に下請負させたが、工事に必要な資材を元請負人としてA社に提供している。この場合も一括下請負になるのか。

A 4 : 適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではあるが、これだけを行っても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導をし、その施工に実質的に関与しているとはいえず、一括下請負に該当することになる。

Q 5 : 一括下請負の禁止は元請負人だけでなく下請負人にも及ぶということだが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかどうかがよく分からないこともあるのではないか。

A 5 : 発注者保護という一括下請負禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう適格に対応することが求められると考えられるが、下請負人においても、工事の施工に係る自己の責任の範囲及び元請の監理技術者等による指導監督系統を正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないよう注意する必要がある。

そもそも、誰が元請負人における当該工事の施工の責任者であるのか分からない状態で下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、下請負人にとって元請負人の的確な技術者が配置されていると信じるに足る特段の事由があり事後に適格性がないことなどが判明した等やむを得ない事情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となる。

Q 6 : A市から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をB社に下請負させ、その他の信号移設工事や、植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させている。この場合も、一括下請負に該当するのか。

A 6 : 複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負わせている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となる。本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられる。

Q 7 : A県からトンネル工事を請け負い、工事の全体の施工管理を行っているが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかったため、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらい、主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っている。このような場合も一括下請負に該当するのか。

A 7 : 元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又

はいずれかが、一括下請負になる。特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられる。

Q 8 : A 県から橋梁工事を受注したが、隣接工区で実際に施工を行っている建設業者に、施工の効率的観点からも有効と考え、工事の大部分を下請負させた。このような場合も一括下請負に該当するのか。

A 8 : 自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当する。
本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースであると考えられる。

Q 9 : 地盤改良整備を含む道路改良工事を請け負ったが、当該地盤改良には、特別な工法が要求されるため、地盤改良技術を持つ子会社に実際の工事を行わせた。分社化は、経営効率化の要請によるものであり、また、子会社とは連結関係にあることから一括下請負に該当しないと考えるが如何か。

A 9 : 連結関係の子会社であるとしても、実際の工事を一括して他社に行わせた場合、別々の会社である以上、一括下請負に当たる。このように、親会社が自ら実質的な業務を行わない場合には、親会社を介さず直接子会社に請け負わせることが適当である。

Q 10 : 機器・設備等の設置工事を一次下請として請け負ったが、当社では当該機器・設備の製造のみを行っており、実際の建設工事については、施工品質があると当社が認めた認定工務店（二次下請）が行った。当社は当該機器・設備の設置マニュアルの作成や工務店の認定の業務を行っているが、この場合でも一括下請負に該当するのか。

A 10 : 設置マニュアルの作成や工務店の認定のみでは、現場における技術指導を行ったとは言えず、一括下請負に当たる。このような場合は機器・設備の売買契約等を締結し、建設工事の請負契約自体は元請負人が直接認定工務店と締結することが適当である。

仮に設置工事の請負契約を締結した場合は、監理技術者等を配置するとともに、「一括下請負とは」※に掲げた施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことが必要である。

※ 参照：本テキスト「第5 適正な施工体制の確保について」→
「3 一括下請負の禁止について」→「(2) 一括下請負とは」

Q 11 : 「実質的に関与」していることの確認は、具体的にどのような方法で行うのか。

A 11 : 一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の監理技術者等に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行う。ヒアリングの際、そ

の請け負った建設工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントになる。

また、必要に応じ、下請負人の主任技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効である。

その場合、元請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効である。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括下請負に該当する可能性が高いと言える。

Q12：道路工事で主体が土木の場合、掘削、運搬、捨土を土工専門業者に発注したいが、50%を超す金額となる。

総合的な企画、調整、管理は元請で行っているが、その場合でも一括下請と判断されるか。

A12： 1社の下請額が50%を超える場合でも、直ちに一括下請の疑義有りとは判断するものではなく、元請が的確な技術者を配置し、総合的な企画、調整、指導を行っているのであれば、一括下請に該当しないこととなるが、適正化法に基づく立入点検の対象工事に該当する事例と考えられる。

Q13：橋梁工事は工場で溶接工を中心に行う「工場製作」と、架設特殊機材を中心に橋梁特殊工で行う「現場架設工事」という異なる工事が一体となって完成する。全体請負金額に占める割合は概ね工場製作70%、現場架設30%前後となっている。

架設工事を下請にて行う場合、

- ① 架設工事（30%前後）は、一括下請に該当しないと考えるが如何か。
- ② 架設機材を保有している同業者の同規模（ランク）、上位規模の会社で行う場合があるが問題となるか。

A13： 1. 一括下請とならないためには、適格な主任（監理）技術者等が施工に実質的に関与していることが必要である。

2. 橋梁メーカーが工場で自ら桁を製作し、現場の架設のみを他の建設業者に下請させて施工する場合でも、元請の主任（監理）技術者等が施工計画、工程管理、出来高・品質管理、安全管理等の面において、主体的な役割を果たしていれば、一括下請に該当しないものと考えられる。

【具体的な関与の内容】

架設方法の決定、キャンバー調整、高力ボルトの締付管理、現場溶接管理等。

Q14：特殊工事、特許権のある工事については、その主たる工事を下請1社に発注する場合があるが、一括下請と判断されるのか、また、1社への下請額の上限はあるのか。

Q15：現場代理人、監理技術者が工事現場に常駐して、工事全般に亘り実質的に関与し施工管理をすれば、下請は1社でも良いか。

A14・A15（共通）：

建設工事の施工にあたり下請が１社のみであっても、元請の適格な主任（監理）技術者が現場に配置され、工事全般に実質的に関与していれば、一括下請に該当しないと考えられる。

なお、１社への下請額の上限として規定されたものはないが、特殊工事、特許権のある工種が当該工事の大部分を占めるような場合で、その工種を一括して下請させている場合は元請が工事全般に実質的に関与できているかどうか個別に判断する必要があると考える。

元請負人も一次下請負人も共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と一次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になる可能性がある。

特に、元請負人と一次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担について合理的な説明が困難なケースが多いと考える。

Q16：プレキャストコンクリート製品（ＰＣ杭、プレキャスト共同溝等）の施工にあたり、一次下請として直営施工していない販売会社（建設業の許可所有）が入り、二次下請として実際の施工会社が入る施工体系は問題となるか。

A16： 一次下請の販売会社（建設業の許可所有）は、現場に適格な（資格が適正であること、下請契約額が３、５００万円以上の場合は当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、他工事の技術者と重複がないこと）主任技術者を配置し、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどらせなければならない。

仮に、これらの要件が満たされず、一次下請が直営施工を行っていない場合は、一次下請業者は建設業法第２２条第１項に基づく一括下請（一括して請け負わせた）に抵触する可能性があり、また、二次下請業者も同法第２２条第２項に基づく一括下請（一括して請負った）に抵触する可能性がある。

また、一次下請の販売会社が適格な主任技術者を現場に配置している場合でも、一次下請に直営施工がないことから発注者としては、元請及び一次下請それぞれの役割を点検し、元請が工事全般に実質的に関与できているかどうか判断する必要がある。

Q17：一括下請負は、公共工事のみに該当するのか。

A17： すべての建設工事において、一括下請負は原則禁止（建設業法第２２条）されている。

公共工事については、平成１３年４月１日、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施工に伴い、一括下請負は全面的に禁止された。

民間工事においても「共同住宅を新築する建設工事」について、平成２０年１１月２８日より一括下請負は全面的に禁止された。

これ以外の民間工事については、元請が発注者に書面で承諾を得た場合は、この限りではない。

なお、このように、発注者から書面で承諾を得て一括下請負をさせる場合であっても、元請としても主任（監理）技術者等を配置する義務を負うことには変わりはない。

Q18：発注者の書面による承諾があれば一括下請負が認められるという規定があるが、この書面には定められた様式があるか。また、様式がない場合、発注者からの見積依頼者や契約書に添付されている契約仕様書等の契約書類に受注者と一括下請負する業者名が連名で記載されていれば承諾を得たことになるか。

A18：建設業法第22条第3項は、一括下請負の禁止の例外を定めたものである。一括下請負は、種々の弊害を有するので、出来るだけ行わないようにする。

当該規定により、元請負人が発注者からあらかじめ書面による承諾を得る場合の書面については、特に定められた様式はない。

発注者の承諾を得る場合は、発注者の意思表示が明確に確認できる書面とすることが望ましいことから、予め請負契約約款等に盛り込んでおくだけではトラブルが発生する場合がある。

なお、公共工事及び共同住宅を新築する民間工事については建設業法第22条第3項の規定は適用されない。

Q19：一次下請業者については、社内の外注業者評価基準に従い選定し、契約しているが、二次以下の業者については把握が難しいのが現状であり、これらの業者が一括下請を行った場合の元請責任はどうなるか。

A19：元請責任の度合いについては、個々の案件毎に判断が必要だが、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の7第1項又は第2項の指導を的確に行っていない場合は、監督処分の対象になると考えるべきである。

また、下請負人等の違反事実を発見したにもかかわらず、同条第3項の通報を行わないときには監督処分の対象となる。

Q20：下請業者が孫請業者に再下請負させたにもかかわらず、元請に対して報告せず、再下請通知なしで工事が完成した場合、元請に対する監督処分はあるのか。この場合、再下請負が認識されないため、施工体制台帳及び施工体系図の記載漏れにつながる事となるが、これに対する処分もあるのか。

また、孫請業者への指導や違反是正も実施されないことになり、孫請業者が労働安全衛生法等に違反していた場合、結果的に都道府県知事等への通報を怠ったことになり、このことに対する処分はあるのか。

A20：建設業法第24条の7では、特定建設業者に、発注者から直接請け負った建設工事に参加しているすべての下請負人が、その建設工事の施工に関し、本法や関連する法令に違反しないよう指導に努める義務を課すとともに、下請負人がこれらの規定に違反している場合における所要の措置について規定されている。本規定は、文理上は訓示規定とも解されるが、本条による指導の内容が建設工事の適正な施工を確保する上で欠くことのできないものであること等から、本条第1項又は第2項の指導を的確に行っていない場合は、第28条の規定により原則として処分の対象となる。併せて本条第3項の通報を行わないときも原則として処分の対象となる。

7 施工体制台帳について

(1) 施工体制台帳の整備

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請契約の総額が、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上になる場合には、工事現場ごとに監理技術者又は特例監理技術者を設置するとともに、工事全体の施工管理の状況が分かる施工体制台帳（作業員名簿を含む。）、再下請負通知書（作業員名簿を含む。）及び施工体系図を作成し、工事現場ごとに備え付けることが義務付けられています。

公共工事においては建設業法等の一部を改正する法律により、平成27年4月1日から、下請負契約がある場合は、その総額にかかわらず施工体制台帳及び施工体系図を作成する必要がある、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出し、かつ、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません。

また、建設業法施行規則の改正により、令和2年10月1日から、施工体制台帳及び再下請負通知の記載事項に建設工事に従事する者に関する事項が追加されました。（民間工事においても適用）。

これら法令改正に併せ、茨城県建設工事施工適正化指針を改正し、施工体制台帳等の参考様式も改めました。

(2) 施工体制台帳の構成

- ① 施工体制台帳及び作業員名簿
- ② 発注者との契約書の写し
- ③ 元請業者と一次下請業者との契約書の写し
- ④ 主任（監理）技術者等及び専門技術者が資格を有することを証明する書類の写し
- ⑤ 主任（監理）技術者等及び専門技術者が雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し
- ⑥ 再下請負通知書及び作業員名簿（一次下請以下の下請負業者が再下請契約を行う場合）
- ⑦ 再下請負業者との契約書の写し

(3) 1号特定技能外国人の従事状況の記載について

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律により、新たな在留資格「特定技能」が創設されたため、施工体制台帳および再下請負通知書の記載事項として「1号特定技能外国人の従事状況」が追加となり、平成31年4月1日から記載することとなっています。

(4) 建設工事に従事する者に関する事項の記載について

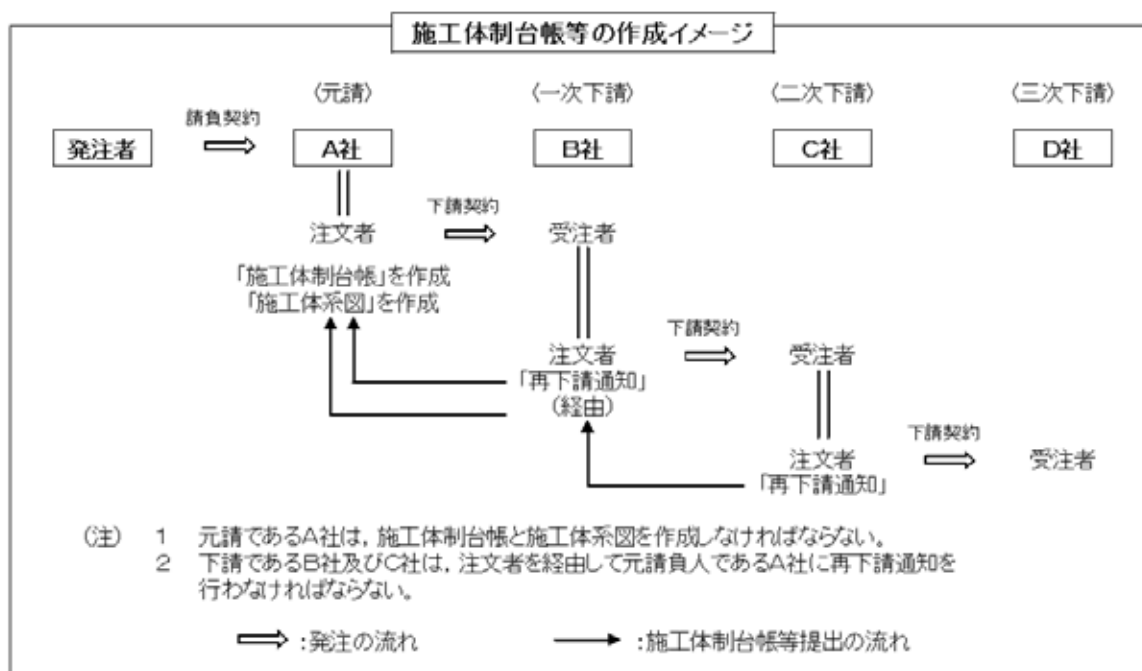
建設業法施行規則の改正により、監理技術者を補佐する者の氏名及び保有資格及び建設工事に従事する者に関する以下の事項が施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項として追加となり、令和2年10月1日から記載することとなっています。

- ア 監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格
- イ 当該建設工事の従事者に関する事項
 - ・氏名、生年月日及び年齢
 - ・職種
 - ・社会保険の加入状況
 - ・中退共又は建退共への加入の有無
 - ・安全衛生に関する教育を受けているときはその内容
 - ・建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（※工事に従事する者が希望しない場合は記載を要しない。）

(5) 施工体系図の記載事項

建設業法施行規則の改正により、下請負人に関する以下の事項が施工体系図の記載事項として追加となり、令和2年10月1日から記載することとなっています。

- ア 代表者の氏名
- イ 特定専門工事の該当の有無
- ウ 当該下請負人が受けた建設業の許可の番号
- エ 受けた許可の一般建設業及び特定建設業の別



記入例

事業所の名称 橋梁下部工事作業所
・現場ID ○○ ○○ ○○
所長名

本書面に記載した内容は、作業員
名簿として安全衛生管理や労働災害
発生時の緊急連絡・対応のために元
請負業者に表示することについて、
記載者本人は同意しています。

作業員名簿

(○年○月○日作成)

一次会社名
・事業者ID

(2次)会社名
・事業者ID

元請
権認欄
提出日 ○年 ○月 ○日

番 号	ふりがな		職 種	※	生年月日		健康保険		建設業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日
	氏 名	技能者ID			年 齢	年金保険 雇用保険	雇入・職長 特別教育	技能講習		免 許	受入教育 実施年月日		
1	いばらき いちろう		〇〇工	女	〇年〇月〇日	健康保険組合 厚生年金 〇〇〇〇	健康保険組合 厚生年金 〇〇〇〇	有	雇入時教育 職長教育	玉掛 型枠支保工	大型免許 大型特殊	〇年〇月〇日	
	茨城 一郎	3 0 歳			無			〇年〇月〇日					
	〇〇〇〇												
2	いばらき じろう		〇〇工	作	〇年〇月〇日	健康保険組合 厚生年金 〇〇〇〇	健康保険組合 厚生年金 〇〇〇〇	有	雇入時教育 職長教育	小型移動式クレーン 玉掛	大型免許 大型特殊	〇年〇月〇日	
	茨城 二郎	4 5 歳			無			〇年〇月〇日					
	〇〇〇〇												
3	いばらき さぶろう		〇〇工	主	〇年〇月〇日	健康保険組合 厚生年金 〇〇〇〇	健康保険組合 厚生年金 〇〇〇〇	有	雇入時教育 職長教育	二級土木施工管理技士		〇年〇月〇日	
	茨城 三郎	6 0 歳			無			〇年〇月〇日					
	〇〇〇〇												
4	いばらき しろう		〇〇工	職	〇年〇月〇日	適用除外 受給者 〇〇〇〇	適用除外 受給者 〇〇〇〇	有	雇入時教育 職長教育			〇年〇月〇日	
	茨城 四郎	7 6 歳			無			〇年〇月〇日					
	〇〇〇〇												
5					年 月 日							年 月 日	
					歳				○注意事項 1 建設業法では作業員名簿の様式は定められていません ので、この様式によらずとも構いません。 2 記入欄の青色部は、建設業法施行規則で定められた 記載事項です。(ただし、教育・資格・免許については、 建設工事に従事する者が希望しない場合は除きます。)				年 月 日
								年 月 日					
6					年 月 日							年 月 日	
					歳							年 月 日	
					年 月 日							年 月 日	
7					年 月 日							年 月 日	
					歳							年 月 日	
					年 月 日							年 月 日	
8					年 月 日							年 月 日	
					歳							年 月 日	
					年 月 日							年 月 日	

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

① …現場代理人 ② …作業主任者 ((注) 2.) ③ …女性作業員 ④ …18歳未満の作業員
⑤ …主任技術者 ⑥ …職 長 ⑦ …安全衛生責任者 ⑧ …能力向上教育 ⑨ …危険有害業務・再発防止教育
⑩ …外国人技能実習生 ⑪ …外国人建設就労者 ⑫ …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても
他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒によい。
(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。(発注機関への提出は要しない。)
(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建
設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である
等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。
各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険
者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除
外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無につい
ては、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容(例：雇入時教育、職長教育、建設用リフ
トの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例：登録〇〇基幹
技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。
(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

現場の技術者(代理人)のための 働き方改革Q&A

令和4年3月
茨城県土木部

はじめに

建設業においては、工事現場の技術者や代理人の継続的な技術研鑽や働き方改革への対応が喫緊の課題となっております。

このため、茨城県土木部では、育児や介護等による途中交代や研修等のため工事現場を一時不在となる場合のルール等についてQ&A集として取りまとめました。

今後は、このQ&A集を、発注機関の担当者と現場の技術者や代理人の皆さんで共有し、工事現場の働き方改革を推進してまいります。

目次

途中交代

- Q 1 主任（監理）技術者の途中交代は、どのような場合に認められますか。… 1 頁
- Q 2 途中交代の時期やタイミングは、どうすればよいですか。… 2 頁
- Q 3 傷病により途中交代する場合、医師の診断書を提出する必要がある
ますか。… 2 頁
- Q 4 男性が育児をする場合も、途中交代が認められますか。… 3 頁
- Q 5 総合評価で申請した技術者を交代する場合、代替の技術者は申請と
同じ内容（資格、施工経験等）を満たす必要がありますか。… 3 頁
- Q 6 現場代理人の途中交代は、どのような場合に認められますか。… 4 頁
- Q 7 主任（監理）技術者及び現場代理人を途中交代する場合、どのよう
な手続きが必要ですか。… 4 頁
- Q 8 主任（監理）技術者と現場代理人を兼務していますが、途中交代が
認められるのは、どのような場合ですか。… 5 頁

目次

一時不在

- Q 1 専任の主任（監理）技術者が、研修・試験等により現場を離れたい
（一時不在）が認められますか。… 6 頁
- Q 2 一時不在のA2②イの「必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する」
とは、具体的にどのようなことですか。… 7 頁
- Q 3 専任の主任（監理）技術者の代理の技術者として、他の工事の配置
技術者や、営業所の専任技術者を配置することはできますか。… 7 頁
- Q 4 連絡を取り得る体制として、携帯電話で対応してもいいですか。… 8 頁
- Q 5 現場に戻りうる体制に代えて、テレビ会議等により現場の状況を把
握し、指示ができる体制で対応してもいいですか。… 8 頁
- Q 6 専任の主任（監理）技術者が、休暇（子供の学校行事等）で、現場
を離れたいが認められますか。… 9 頁
- Q 7 現場を一時不在にする場合の代理の技術者には、どのような要件が
必要ですか。… 9 頁
- Q 8 専任の主任（監理）技術者が、資機材の調達や社内打合せなどで、
一時、現場を離れたいが認められますか。… 10 頁

目次

一時不在（続き）

- Q 9 現場代理人が、研修・試験等により現場を離れたい（一時不在）が認められますか。 …10頁
- Q 10 現場代理人が、休暇（子供の学校行事等）で、現場を離れたいが。認められますか。 …11頁
- Q 11 現場代理人が、資機材の調達や社内打合せなどで、一時、現場を離れたいが、認められますか。 …11頁
- Q 12 専任の主任（監理）技術者又は現場代理人が現場を一時不在にする場合、どのような手続きが必要ですか。 …12頁
- Q 13 完成検査日に、子供の行事が重なってしまいました。どうすればよいですか。 …13頁

目次

その他

- Q 1 常勤の役員を、専任の主任（監理）技術者として配置することはできますか。 …14頁
- Q 2 技術者が産休・育休中の場合、経営事項審査や格付の評価対象から除外されてしまいますか。 …14頁
- Q 3 専任の監理技術者の配置が必要な工事の入札に参加したいのですが、既に監理技術者を別の工事の専任で配置しています。この入札に参加できませんか。 …15頁

Q 1 主任（監理）技術者の途中交代は、どのような場合に認められますか。

A 1

次のいずれかの場合は、真にやむを得ない場合として認められます。

- ① 死亡、退職、傷病、出産、妊娠、育児（子供の体調不良を含む）、家族の介護。
- ② 受注者の責任によらない工事中止、又は工事内容の大幅な変更による工期延長の場合
- ③ 橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ④ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

Q 2 途中交代の時期やタイミングは、どうすればよいですか。

A 2

事前に発注者と協議し、工程上、一定の区切りとなる時点で交代してください。
なお、工事の継続性や品質確保に支障がないよう、必要な対策（※）を講じてください。

※ 例えば、工事の規模や難易度等に応じて、一定期間重複して技術者を配置するなど

Q 3 傷病により途中交代する場合、医師の診断書を提出する必要がありますか。

A 3

必要ありません。会社の申立書（傷病名、療養期間等を記載）を提出してください。

Q 4 男性が育児をする場合も、途中交代が認められますか。

A 4
認められます。

Q 5 総合評価で申請した技術者を交代する場合、代替の技術者は申請と同じ内容（資格、施工経験等）を満たす必要がありますか。

A 5
適正な施工を確保する観点から、可能な限り同じ内容を満たす技術者としてください。
やむを得ない場合は、入札公告で指定した建設業法上の要件を満たす技術者で、受注者と発注者との協議により、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。
なお、総合評価において、「若手技術者の配置」により評価をされている場合、若手技術者として評価されない技術者に変更した場合には、工事成績評点を減ずる措置を行います。

Q 6 現場代理人の途中交代は、どのような場合に認められますか。

A 6
直接的かつ恒常的な雇用関係がある常勤の職員であれば、特に制限はありません。
ただし、現場代理人は、工事現場の運営、取締りのほか、契約に基づく受注者の一切の権限を行使する者のため、その行使に支障のないようにしてください。
なお、総合評価において、「若手技術者の配置」により評価をされている場合、若手技術者として評価されない現場代理人に変更した場合には、工事成績評点を減ずる措置を行います。

Q 7 主任（監理）技術者及び現場代理人を途中交代する場合、どのような手続きが必要ですか。

A 7
事前に発注者と協議し、現場代理人及び主任・監理技術者等選（改）任通知書を提出してください。

Q 8 主任（監理）技術者と現場代理人を兼務していますが、途中交代が認められるのは、どのような場合ですか。

A 8

途中交代の A 1 と A 6 を、いずれも満たした場合に認められます。

Q 1 専任の主任（監理）技術者が、研修・試験等により現場を離れたい（一時不在）が認められますか。

A 1

以下のすべてを満たす場合は認められます。

- ① 現場を離れる期間が、原則として、連続して 7 日（休工日を除く。）を超えないこと。
- ② 以下のいずれかの方法で、適切な施工ができる体制を確保すること。
 - ア 必要な資格を有する代理の技術者を配置すること。
 - イ 工事の品質確保等に支障の無い範囲内※において、連絡を取り得る体制と、必要に応じて現場に戻りうる体制を確保すること。
- ③ 一時不在時の体制について、発注者の了解を得ていること。

※工事の品質確保等に支障の無い範囲内とは、茨城県土木工事共通仕様書に規定する「品質管理基準及び規格値」に記載されている試験項目を実施しない場合、又は不可視部分を施工しない場合であること。

一時不在

Q 2 一時不在のA1②イの「必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する」とは、具体的にどのようなことですか。

A 2

現場で緊急対応が必要な重大な事象（例えば事故）が発生した場合は、速やかに現場に戻ってください。通常施工時は連絡がとれれば問題ありません。

ただし、応急復旧工事など、現場の危険性が高い工事（受発注者間の協議により決定）の場合は、常に現場に戻れるようにしてください。

Q 3 専任の主任（監理）技術者の代理の技術者として、他の工事の配置技術者や、営業所の専任技術者を配置することはできますか。

A 3

代理の技術者は、代理として配置された工事現場に係る職務にのみ従事する必要がありますので、他の工事の配置技術者や、営業所の専任技術者を配置することはできません。

7

一時不在

Q 4 連絡を取り得る体制として、携帯電話で対応してもいいですか。

A 4

差し支えありません。

Q 5 現場に戻りうる体制に代えて、テレビ会議等により現場の状況を把握し、指示ができる体制で対応してもいいですか。

A 5

テレビ会議等の遠隔臨場は、あくまで発注者の立ち会い等を前提にしていますので、このような場合には該当しません。

8

一時不在

Q 6 専任の主任（監理）技術者が、休暇（子供の学校行事等）で、現場を離れたいが認められますか。

A 6

一時不在の A 1 と同じです。

Q 7 現場を一時不在にする場合の代理の技術者には、どのような要件が必要ですか。

A 7

入札公告で指定した建設業法上の要件を満たす技術者であれば、差し支えありません。

施工経験は総合評価で申請した条件を満たす必要はありません。

なお、適正な施工を確保する観点から、可能な限り同じ内容を満たす技術者としてください。

9

一時不在

Q 8 専任の主任（監理）技術者が、資機材の調達や社内打合せなどで、一時、現場を離れたいが認められますか。

A 8

一時不在の A 1 と同じです。

Q 9 現場代理人が、研修・試験等により現場を離れたい（一時不在）が認められますか。

A 9

以下のすべてを満たす場合は認められます。

- ① 現場を離れる期間が、原則として、連続して7日（休工日を除く。）を超えないこと。
- ② 直接的な雇用関係がある連絡員を配置すること。

10

一時不在

Q10 現場代理人が、休暇（子供の学校行事等）で、現場を離れたいが認められますか。

A10

一時不在のA9と同じです。

Q11 現場代理人が、資機材の調達や社内打合せなどで、一時、現場を離れたいが、認められますか。

A10

一時不在のA9と同じです。

11

一時不在

Q12 専任の主任（監理）技術者又は現場代理人が現場を一時不在にする場合、どのような手続きが必要ですか。

A12

契約後に以下を発注者に提出（ASP等により）してください。

なお、あらかじめ提出しておけば、一時不在にする際に再度提出する必要はありません。

- ① 代理の技術者を配置する場合は、必要な資格に係る証明書及び直接的かつ恒常的な雇用関係を証する健康保険証等
- ② 専任の主任（監理）技術者が現場を一時不在にする場合には、連絡方法（携帯番号等）
- ③ 現場代理人が現場を一時不在にする場合には、連絡員、連絡方法（携帯番号等）及び直接的な雇用関係を証する健康保険証等

12

一時不在

Q13 完成検査日に、子供の行事が重なってしまいました。どうすればよいですか。

A13

完成検査は、受注者の職員で工事及び成果物の内容を説明できる方が立会いできれば差し支えありません。

13

その他

Q1 常勤の役員を、専任の主任（監理）技術者として配置することはできますか。

A1

常勤の役員が、経営業務の管理責任者や営業所の専任技術者でない場合は、配置することができます。

ただし、常勤の役員の職務によって、主任（監理）技術者の専任義務に支障が生じることは、建設業法及び契約上、問題がありますので、ご注意ください。

Q2 技術者が産休・育休中の場合、経営事項審査や格付の評価対象から除外されてしまいますか。

A2

除外されません。

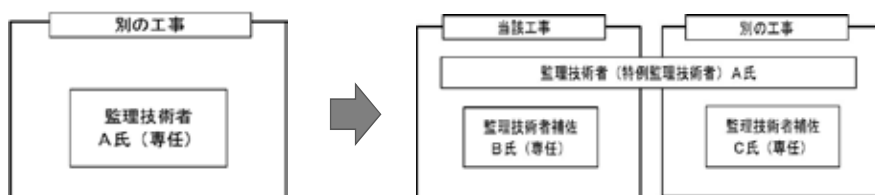
経営事項審査の審査基準日現在で6ヶ月超雇用されている場合は、産休・育休中であっても評価されます。

14

Q 3 専任の監理技術者の配置が必要な工事の入札に参加したいのですが、既に監理技術者を別の工事に専任で配置しています。この入札に参加できませんか。

A 3

当該工事及び別の工事が特例監理技術者の配置を認める工事であり、条件を満たす監理技術者補佐を当該工事、別の工事それぞれに専任で配置した場合には、既に別の工事で専任で配置されている監理技術者が兼務できる場合がありますので、発注者にお問合せください。



このQ&A集に関するお問合せ先

茨城県土木部監理課建設業担当

Tel : 0 2 9 (3 0 1) 4 3 3 4

茨城県土木部検査指導課技術管理担当

Tel : 0 2 9 (3 0 1) 4 3 7 0

第6 県発注工事現場からの不正軽油撲滅対策等について

～ 不正軽油の購入、使用は「犯罪」です ～

軽油引取税（1 リットルにつき 3 2 円 1 0 銭）のかかっていない灯油や重油等を軽油に混ぜたり、そのままディーゼル車の燃料として、販売・使用することは脱税であり、社会と環境に悪影響を与える重大な犯罪です。

現在、茨城県では、不正軽油を撲滅するために様々な取り組みを行っており、その一環として、建設重機及びダンプ・トラック用の燃料として、軽油を大量かつ継続的に使用する県発注工事現場において、県税事務所職員による抜取調査を行っています。

不正軽油の使用禁止については、すでに共通仕様書（1-1-1-34 諸法令の遵守 1.(84) 地方税法）に明記されていますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

※ 不正軽油とは

- 1 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造された炭化水素油
- 2 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造された軽油
- 3 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素油（重油、灯油等）

◎不正軽油を製造すると・・・

1 0 年以下の懲役・1 0 0 0 万円以下の罰金が科せられます。さらに、製造した法人には 3 億円以下の罰金が科せられます。〔法 1 4 4 条の 3 3〕

◎不正軽油を製造する者に材料などを提供・運搬すると・・・

不正軽油の製造に使われることを知って材料・薬品・設備などを提供・運搬すると、7 年以下の懲役・7 0 0 万円以下の罰金が科せられます。さらに、法人には 2 億円以下の罰金が科せられます。〔法 1 4 4 条の 3 3〕

◎不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると・・・

不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、3 年以下の懲役・3 0 0 万円以下の罰金が科せられます。さらに、法人には 1 億円以下の罰金が科せられます。〔法 1 4 4 条の 3 3〕

◎軽油引取税を脱税すると・・・

1 0 年以下の懲役・1 0 0 0 万円以下の罰金が科せられます。〔法 1 4 4 条の 4 1〕



バイオディーゼル燃料と軽油等を未承認で混ぜてはいけません！

バイオディーゼル燃料とは、植物油脂や廃食油などの原料からつくられる軽油代替燃料のことです。

バイオディーゼル燃料を 1 0 0 % で使用する場合は課税対象ではありません。

しかし、バイオディーゼル燃料と軽油・灯油・重油などを混ぜて販売又は使用する場合は、事前に都道府県知事から承認を受ける必要があります。

承認を受けずに販売・使用すると脱税であり、罰則が適用になります。



NO

不正軽油

売らない！ 買わない！ 使わない！



ディーゼル車に
軽油以外の油を給油したり、
軽油に他の油を混ぜる行為は
脱税行為です。
不正軽油に関わる人は
全て罰せられます。

不正軽油に関する情報をお持ちの方は
不正軽油 110 番までご連絡ください

- 灯油や重油をトラックなどの燃料に使っている
- 不審な施設にタンクローリーが出入りしている
- あやしい業者が格安な燃料の売込みをしている

不正軽油110番

フリーダイヤル
24時間受付



0120-241-744

ふ せ い な し !

©不正軽油の製造・販売・使用に関する情報をお寄せください。 Email: zeimu6@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県不正軽油撲滅対策協議会

一般社団法人茨城県建設業協会・一般社団法人茨城県産業資源循環協会・一般社団法人茨城県自動車整備振興会・茨城県石油商業組合
一般社団法人茨城県トラック協会・一般社団法人茨城県バス協会・国土交通省関東運輸局茨城運輸支局・茨城県警察本部・茨城県

第7 令和5・6年度茨城県建設工事等入札参加資格審査（格付）の定期受付について

茨城県の建設工事等入札参加資格の有効期間は2年間であり、令和4年度は2年に1度の入札参加資格の定期受付を実施します。その概要は、以下のとおりです。

1 令和5・6年度建設工事入札参加資格審査に必要な経営事項審査

審査基準日が、入札参加資格審査の定期受付の申請日の1年7ヶ月以内のものであって、資格審査の申請をする日の直前に受けた「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「結果通知書」）を取得していること。

※ 茨城県知事許可業者で、経営事項審査を受審したものの、結果通知書を受領していない場合、経営事項審査完了票の写しを添付することで申請できます。

2 定期受付時期

現在のところ、令和4年11月から12月までの間の約4週間を予定しています。

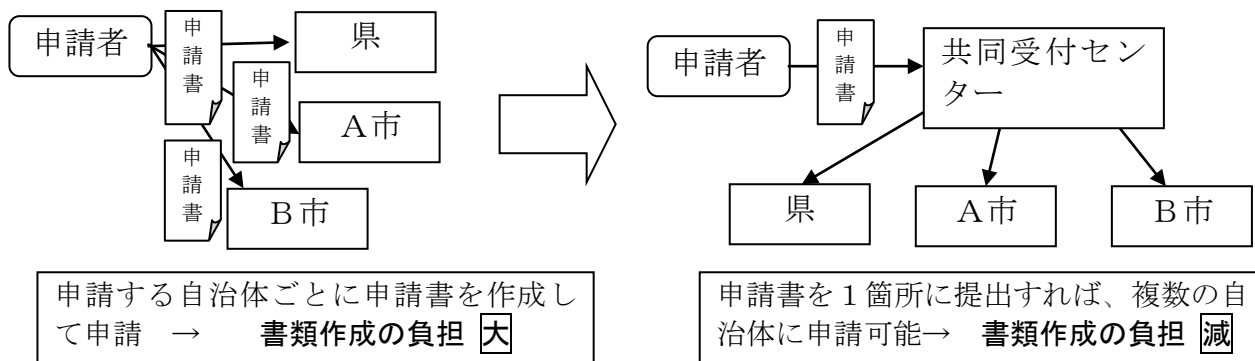
3 定期受付申請方法

原則、電子申請（あわせて、簡易書留による確認書類の送付が必須。）

また、ネット環境がない等の特段の事情がある場合、紙での申請も認めます。

4 市町村との共同受付

令和5・6年度は、県内32市町村との共同受付の実施を計画しています。



令和5・6年度の共同受付参加自治体

水戸市	日立市	土浦市	古河市	石岡市
龍ヶ崎市	常陸太田市	高萩市	北茨城市	笠間市
牛久市	ひたちなか市	鹿嶋市	潮来市	守谷市
常陸大宮市	那珂市	坂東市	稲敷市	かすみがうら市
桜川市	神栖市	行方市	鉾田市	小美玉市
茨城町	大洗町	城里町	東海村	大子町
美浦村	五霞町			

5 参考

(1) 茨城県においては、法定外の労災保険への加入が入札参加資格申請（建設コンサルタント除く。）の要件となっています。

(2) 定期受付の詳細が決定した場合、県監理課建設業担当ホームページなどでお知らせします。

第8 令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格審査（格付）について

1 格付対象業種及び技術者要件等

業種	格付	技術者基準	許可区分	法定外 労災保険	総合点数 基準	発注標準金額
土木	S	1 2 人(5 人)	特定	加入	1, 120 点以上	4 千万円以上
	A	5 人 (2 人)			900～1, 119 点	3 千万円以上 2 億円未満
	B				720～899 点	1 千万円以上 3 千万円未満
	C				719 点以下	1 千万円未満
建築	S	9 人 (5 人)	特定		1, 040 点以上	4 千万円以上
	A	4 人 (2 人)	特定		900～1, 039 点	3 千万円以上 2 億円未満
	B				680～899 点	1 千万円以上 3 千万円未満
	C				679 点以下	1 千万円未満
電気	A	6 人			870 点以上	1 千万円以上
	B				869 点以下	1 千万円未満
管	A	4 人			740 点以上	1 千万円以上
	B				739 点以下	1 千万円未満
舗装	A	5 人		920 点以上	1 千万円以上	
	B			919 点以下	1 千万円未満	

注1) S・A等級は、技術者基準、許可区分及び総合点数基準の全てを満たすことが必要。

注2) 技術者基準は、直近の総合評価値通知書に記載された技術職員数の計。なお、()は1級技術者数で内数。

注3) 舗装については、申請日現在において「舗装工事特別技術職員数基準」を満たすことが必要。

【舗装工事特別技術職員数基準】(いずれか一つ)

1級舗装施工管理技術者	1名
2級舗装施工管理技術者	2名
1級建設機械施工技士	1名
2級建設機械施工技士(第3種、第4種、第5種)	1名

注4) 許可区分欄の「特定」は、建設業法第15条に規定する特定建設業許可を指す。

注5) 新規に入札参加の資格を得た業種について格付けをする場合は、該当する格付等級の1等級下位の等級に格付けする。

注6) 格付等級が前回格付等級の2等級以上上位又は下位の等級になる場合は、今回格付等級の1等級下位又は上位の等級に格付けする。

注7) 格付等級が前回の格付等級より上位の等級となる者で、資格審査の申請において上位の等級への格付けを希望しなかった場合は、前回と同等級に格付する。

2 法定外の労災保険への加入

業種、格付等にかかわらず、全ての者に対して、審査基準日又は申請日時時点で法定外の労災保険の加入を条件とする。

3 有資格者名簿の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。
(原則として、この間に格付等級の見直しは行わない。)

4 技術等評価項目

別表のとおり県内業者(建設業法における主たる営業所を県内に有する者)に対し技術等評価を行う。

5 技術等評価

項 目	数 値																				
工事成績 格付対象工事の種類毎の工事成績（茨城県土木部、農林水産部及び企業局が発注した、当該建設業者の過去４年度（平成３０年４月１日から令和４年３月３１日までに竣工したもの）における１件２５０万円以上の工事の工事成績の平均点数及び工事件数とする。この場合において、共同企業体（以下「ＪＶ」という。）が完成した工事の点数及び件数は、当該ＪＶの各構成員の数値として取り扱うものとする。） ただし、業種が建築の場合においては、過去１０年度（平成２４年４月１日から令和４年３月３１日までに竣工したもの）における１件２５０万円以上の工事の工事成績の平均点数及び工事件数とする。	以下の１、２又は３により算出する数値 １ 平均点数が８０点以上の者については、次式により算出する数値（工事の種類毎に算出） （工事成績の平均点数－６５）×補正係数α×１０点 《補正係数α》 <table border="1"> <tr> <th>受注件数</th><th>係数</th></tr> <tr> <td>１件</td><td>１</td></tr> <tr> <td>２～４件</td><td>１.０３</td></tr> <tr> <td>５～８件</td><td>１.０６</td></tr> <tr> <td>９件以上</td><td>１.０９</td></tr> </table> ※表内の件数は過去４年度又は過去１０年度の工事件数の合計 ２ 平均点数が６５点以上８０点未満の者については、次式により算出する数値（工事の種類毎に算出） （工事成績の平均点数－６５）×補正係数β×１０点 《補正係数β》 <table border="1"> <tr> <th>受注件数</th><th>係数</th></tr> <tr> <td>１件</td><td>１</td></tr> <tr> <td>２～４件</td><td>１.０１</td></tr> <tr> <td>５～８件</td><td>１.０２</td></tr> <tr> <td>９件以上</td><td>１.０３</td></tr> </table> ※表内の件数は過去４年度又は過去１０年度の工事件数の合計 ３ 平均点数が６５点未満である者については、次式により算出する数値（工事の種類毎に算出） （工事成績の平均点数－６５）×１０点 注１）平均点数は小数点第２位以下切捨てとし、算出した数値は、小数点以下切捨てとする。 注２）工事成績の対象とならない工事の件数については含まない。	受注件数	係数	１件	１	２～４件	１.０３	５～８件	１.０６	９件以上	１.０９	受注件数	係数	１件	１	２～４件	１.０１	５～８件	１.０２	９件以上	１.０３
受注件数	係数																				
１件	１																				
２～４件	１.０３																				
５～８件	１.０６																				
９件以上	１.０９																				
受注件数	係数																				
１件	１																				
２～４件	１.０１																				
５～８件	１.０２																				
９件以上	１.０３																				

項 目	数 値
技術者の確保・育成	以下の1～3により算出する数値の和
1 格付対象工事の種類毎の技術職員数 (総合評定値通知書に記載された数に限る。)	1 総合評定値通知書に記載された技術職員について、次式により算出する数値の和 (1) 監理技術者の数×3点 (2) 一級技術者((1)で評価された者を除く。)の数×2.5点 (3) 監理技術者補佐の数×2点 (4) 登録基幹技能者の数×1.5点
2 CPDS、建築CPDの一定の学習履歴を有している職員の在籍状況及び取得ユニット又は単位数	2 申請日現在において、継続学習制度(CPDS又は建築CPD)の学習単位を取得している技術者が在籍している場合に加点。さらに、その取得ユニット又は単位を取得している技術者全員の取得ユニット又は単位数の合計値に応じて加点。 対象は、令和2年11月1日から令和4年10月31日の間に取得したユニット又は単位とする。 (1) 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)における学習単位を取得している技術者(土木施工管理技士)を在籍させている場合に3点を加える。 また、技術者の取得ユニット数に応じて10ユニットにつき1点(加点対象業種は、土木及び舗装とする)。 (2) 建築CPD運営会議(事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター)の建築CPD(継続能力／職能開発)情報提供制度における学習単位を取得している技術者を在籍させている場合、3点。また、技術者の取得単位数に応じて10単位につき1点(加点対象業種及び資格区分は下記のとおり)。 建築：建築士、建築施工管理技士 電気：建築設備士、電気施工管理技士 管：建築設備士、管工事施工管理技士
3 若年技術職員の入職を促す取組による入職者数	3 経営事項審査の審査基準日から前1年間に増加した35歳未満の常勤の技術職員のうち、インターンシップ、就職説明会等、若年者の入職を促す取組による入職者数×5点。 注1) 1において算出した数値の合計が40点を超える場合は40点とする。 注2) 2において算出した数値の合計が10点を超える場合は10点とする。 注3) 3において算出した数値の合計が10点を超える場合は10点とする。 注4) 経営事項審査の基準日から前1年間に増加した35歳未満の常勤の技術職員は、経営事項審査の際に提出した技術職員名簿により確認する。

項 目	数 値
労働安全衛生 申請日現在における建設業労働災害防止協会への加入状況	加入している者に対して5点
指名停止 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年施行）に基づく指名停止措置の件数（入札参加資格の定期審査が行われる年の前年度及び前々年度における件数とする。この場合において、JVが受けた指名停止措置の件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。）	以下の1～3により算出する数値の和 1 2週間の指名停止措置を受けた実績については、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×（－5） 2 2週間を超え1ヶ月以下の指名停止措置を受けた実績については、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×（－10） 3 1ヶ月を超えて指名停止措置を受けた実績については、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×指名停止措置の月数×（－5）＋（－5）
監督処分 1 建設業法第28条に基づく指示又は営業停止の件数及び法第29条に基づく許可取消に相当すると認められる件数（入札参加資格の定期審査が行われる年の前年度及び前々年度における件数とする。この場合において、JVが受けた指示又は営業停止の件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。） 2 経営事項評価点で評価されていない監督処分歴（令和2年度及び令和3年度中に受けたものに限る。）	以下の1及び2により算出する数値の和 1 以下の（1）～（5）により算出する数値の和 （1）指示処分を受けた実績については、次式により算出する数値 指示処分の件数×（－10） （2）30日未満の営業停止を受けた実績については、次式により算出する数値 営業停止の件数×（－20） （3）30日以上90日未満の営業停止を受けた実績については、次式により算出する数値 営業停止の件数×（－30） （4）90日以上90日以上の営業停止を受けた実績については、次式により算出する数値 営業停止の件数×（－40） （5）許可取消に相当すると認められる実績については、次式により算出する数値 許可取消に相当すると認められる件数×（－40） 2 以下の（1）及び（2）の和 （1）指示処分 －21点 （2）営業停止 －43点

項 目	数 値
社会貢献活動 1 資格審査の基準日現在における、茨城県（出先機関を含む。）又は茨城県以外の自治体等と防災活動（防疫活動を含む。）に関する協定への協力状況 2 令和2年度及び令和3年度において、茨城県との防災協定に基づく要請により実際に行った防災活動の状況（資材費等以外は無償の活動に限る。） 3 令和2年度及び令和3年度において、茨城県又は県内市町村の要請により実際に行った防疫活動の状況	以下の1～3により算出する数値の和 1 以下の（1）及び（2）のいずれかに該当するものに加 点。重複加点は行わない。 （1）茨城県との防災協定に基づく要請を受けて活動する者 に10点 （2）茨城県以外の自治体等（国、県内市町村及び特殊法人 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法 律第2条第1項の政令で定める法人））との防災協定に 基づく要請を受けて活動する者に5点 2 実際に茨城県との防災協定に基づき防災活動を行った 者に対して、1回の活動につき5点を加える。 3 実際に茨城県又は県内市町村からの要請に基づき防疫 活動を行った者に対して、1回の活動につき5点を加え る。 注）2において算出した数値の合計が10点を超える場合は 10点とする。 注）3において算出した数値の合計が10点を超える場合は 10点とする。
働き方改革 1 申請日現在における茨城県社会保険労務士会が実施する「労働条件審査」の受審（審査報告書を受領）及びその内容又は経済産業省が実施する「健康経営優良法人」の認定（認定証を受領）及びその内容 2 申請日現在における茨城県産業戦略部労働政策課が実施する「働き方改革優良（推進）企業」の認定（認定証を受領）及びその内容又は茨城県保健医療部健康推進課が実施する「いばらき健康経営推進事業所」の認定（認定証を受領）及びその内容	以下の1～4のいずれかにより算出する数値 1 「労働条件審査」を受審し、審査適合企業の認定を受けている者又は「健康経営優良法人」の認定を受けている者 に対して20点 2 「労働条件審査」を受審し、改善計画実施企業の認定を 受けている者に対して10点 3 「労働条件審査」を受審している者に対して5点 4 「働き方改革優良企業」の認定を受けている者に対して 5点。「働き方改革推進企業」の認定を受けている者又は 「いばらき健康経営推進事業所」の認定を受けている者に 対して2点。重複加点は行わない。 「働き方改革優良企業」又は「働き方改革推進企業」の 認定を受けている者であって、週休2日又は4週8休によ る労働環境改善に取り組んでいる場合は5点を加算。ただ し、「働き方改革優良（推進）企業」の申請書類において 確認できる者に限る。

項 目	数 値
新たな技術の導入（ＩＣＴ施工） 令和２年４月１日から令和４年３月３１日までの間に竣工した、国、県、市町村又は特殊法人が発注したＩＣＴ活用工事を元請として施工した実績	ＩＣＴ活用工事を元請として施工した実績を有する者に対して１０点 注１）対象とするＩＣＴ活用工事は、発注者が定める要項等に基づき、「３次元起工測量」「３次元設計データ作成」、「ＩＣＴ建設機械による施工」「出来形管理」のいずれかのＩＣＴ施工技術を活用して行った工事とし、その実施について設計図書に明示されている者に限る。 注２）県外を施工場所とする施工実績も対象とする。 注３）ＪＶによる施工実績は、代表構成員、構成員に関わらず、共同施工の場合に限り対象とする。
ダイバーシティ １ 女性・若年者の活躍 総合評価値通知書に記載された技術職員のうち、女性又は若年者の人数 ２ 外国人材の活用 令和４年１１月１日現在において、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号。）第２条の２に掲げる特定技能又は技術・人文知識・国際業務の在留資格を有する者を常勤の職員として雇用している者 ３ 障害者雇用 令和４年６月１日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）第２条に掲げる障害者を常用労働者として雇用している人数	以下の１～３により算出する数値の和 １ 総合評価値通知書に記載された常勤の技術職員のうち、女性又は３５歳未満の若年者の人数×５点 注）算出した数値が２０点を超える場合には２０点とする。 ２ 令和４年１１月１日現在において、特定技能１号若しくは２号又は技術・人文知識・国際業務の在留資格を有する者を常勤の職員として雇用している者に対して１０点 注）常勤性の確認は、原則として、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により行う。当該確認書類により常勤性が確認できない場合は、常勤の職員と認めない。 ３ 以下の（１）～（３）のいずれかにより算出する数値 （１）障害者雇用促進法第４３条第７項の規定に基づき障害者の雇用に関する状況を報告する義務のある者（常用労働者の数が４３．５人以上である場合）については、次式により算出する数値 障害者の雇用人数のうち障害者雇用促進法第４３条第１項に規定する法定雇用障害者数を超える人数×５点 （２）障害者雇用促進法第４３条第７項の規定に基づき障害者の雇用に関する状況を報告する義務のない者（常用労働者の数が４３．５人未満である場合）については、次式により算出する数値 障害者の雇用人数×５点

項 目	数 値
	(3) 申請日現在で茨城県産業戦略部労働政策課が実施する「茨城県障害者雇用優良企業認定制度」の認定を受けている者に対して10点 注1) (1) 及び (2) において算出した数値の合計が10点を超える場合には10点とする。 注2) (1) の障害者の雇用人数は、障害者雇用促進法第43条第3項から第5項及び第8項に基づき算定された数とする。

第9 令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格申請の追加受付について

茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）（以下「要項」という。）に基づき、令和3・4年度に茨城県が発注する建設工事の入札参加資格に関する審査申請について、次のとおり追加受付を実施いたします。

1 申請期間及び入札参加資格有効期間

	申 請 期 間	入 札 参 加 資 格 有 効 期 間
1	令和4年 5月 9日（月）～13日（金）	令和4年 7月 1日 ～ 令和5年 3月31日
2	令和4年 8月 1日（月）～ 5日（金）	令和4年10月 1日 ～ 令和5年 3月31日
3	令和4年11月 7日（月）～11日（金）	令和5年 1月 1日 ～ 令和5年 3月31日

2 申請方法

申請書類の提出は以下の方法により行ってください。なお、指定した申請方法以外では受付しませんのでご注意願います。

（1）茨城県入札参加資格電子申請システムを利用して申請

上記1の申請日までに茨城県電子申請システムにより申請するとともに、確認書類を書留郵便により郵送すること。（当日消印有効）

（2）紙申請

原則、上記2（1）の電子申請でお願いしておりますが、ネット環境がない等、特段の事情がある場合は、紙申請も認めています。

その際は、上記1の申請期間内に申請書類及び確認書類を書留郵便により郵送すること（当日消印有効）。

※ 申請（郵送）先 茨城県土木部監理課
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

※ 書留郵便に使用する封筒表面に朱書きで「令和3・4年度建設工事入札参加資格申請書在中」と記載してください。

3 資格審査を受けることができない者

建設業法第3条第1項に基づく建設業の許可を受けていない、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている、銀行取引停止を受けている、納税すべき税金に未納があるなど、要項第3条に該当する者は資格審査を受けることができません。

また、下記4の審査基準日の経営事項審査を受けていない者又はその有効期間が経過している者についても、資格審査を受けることができません。

4 資格審査の基準日

申請日の直前の決算日とする。

ただし、申請日において、申請日の直前の決算日が当該申請日前7月以内で、当該決算日に係る経営事項審査を完了していない場合は、当該決算日前1年以内の直近の決算日を基準日とすることができます。

5 資格審査結果の決定

審査の結果、入札参加資格が決定された者には「建設工事入札参加資格決定通知書」が個別に送付されるとともに、入札参加資格者名簿に登載されます。

なお、名簿に登載された入札参加資格業種、経営事項評価点、技術等評価点（内訳を含む。）及びそれらの合計点数、格付等級並びに順位を閲覧及びインターネットにより公表されますので、事前に了承の上、申請されるようお願いします。

6 申請用紙の入手方法

ホームページからダウンロード

（茨城県のホームページ → 土木部 → 監理課 → 建設業担当ホームページ）